

東海大学

現代教養センター紀要

5

目次

[研究ノート]

Women's Empowerment in Communities1

Mieko Ikegaya・Takahiro Tominaga

2020年連邦最高裁判所判決と1964年公民権法

—LGBTの雇用をめぐる平等—15

石原圭子

太平洋諸島におけるコミュニティベースの観光開発の可能性

—パラオと八重山諸島の観光開発をめぐる交流の事例をもとに—27

黒崎岳大

MMORPGにおける社会的相互作用とシャイネスの関連45

田島祥・松尾由美・寺本水羽・祥雲暁代・相田麻里・坂元章

「テレワークの拡大」のもたらした知見群の二面性

—テレワークにおけるコミュニケーションの課題から考える—59

福留恵子

[活動報告]

2020年度組織的研究教育活動報告71

2020年度チャレンジセンター活動報告77

東海大学現代教養センター

2021

●編集委員 委員長 東 慎一郎
 委 員 佐藤 恵子
 吉田 厚子

東海大学 現代教養センター紀要 電子版

2021—No. 5

非売品

2021年3月27日発行

発行者 東海大学現代教養センター
 (〒259-1292)
 神奈川県平塚市北金目四丁目1番1号
 Tel 0463-58-1211

発行所 東海大学現代教養センター
 (〒259-1292)
 神奈川県平塚市北金目四丁目1番1号
 Tel 0463-58-1211

EDITORIAL COMMITTEE

Editor-in-Chief Shinichiro HIGASHI

Members Keiko SATO

Atsuko YOSHIDA

THE BULLETIN OF CENTER FOR LIBERAL ARTS,
TOKAI UNIVERSITY

2021—No. 5

Published by Center for Liberal Arts, Tokai University
4-1-1, Kitakaname, Hiratsuka-shi, Kanagawa, Japan 259-1292
Tel +81-463-58-1211

Printed by Center for Liberal Arts, Tokai University
4-1-1, Kitakaname, Hiratsuka-shi, Kanagawa, Japan 259-1292
Tel +81-463-58-1211

THE BULLETIN OF CENTER FOR LIBERAL ARTS, TOKAI UNIVERSITY

5

CONTENTS

[Research Notes]

Women's Empowerment in Communities1

Mieko IKEGAYA and Takahiro TOMINAGA

The Supreme Court Decision in 2020 and the Civil Rights Act in 1964: New Judgment on the Equal Employment Rights of LGBT15

Keiko ISHIHARA

The Future of Community-Based Tourism Development in the Pacific Islands: An Example of Exchanges over Tourism Development between Palau and the Yaeyama Islands27

Takehiro KUROSAKI

Relationship Between Social Interaction in Massively Multiplayer Online Role-Playing Game and Player's Shyness45

Sachi TAJIMA, Yumi MATSUO, Mizuha TERAMOTO, Akiyo SHOUN, Mari AITA and Akira SAKAMOTO

The Two Different Points of View, from Which Information Acquired in Remote Work Experience Needs to be Investigated: Suggested by The Consideration about Some Problems of Communication in Remote Work59

Keiko FUKUTOME

[Activity Report]

Report on the Organizational Activities for the Advancement of Research and Education by Project Center for Liberal Arts71

Tokai University Student Project Center Activity Report77

Tokai University Center for Liberal Arts

2021

Women's Empowerment in Communities

Mieko IKEGAYA^{*1}, Takahiro TOMINAGA^{*2}

Abstract

We explore the process of women's empowerment in their communities. In Japan, approximately 400 gender equality promotion centers have been installed where women can learn problem-solving techniques. In addition, approximately 15,000 kominkan (community learning centers) have been installed across the country, and these provide women with education programs in their communities. Many types of programs have been initiated to empower women, depending on the needs of the community. Kominkan centers are used for disaster prevention activities, but they are now also used to strengthen women's management skills. We analyze a typical program provided by gender equality promotion centers and kominkan centers. These programs train women who can learn from one another and take action by recruiting women and then continuously responding to their everyday lives.

Keywords: Community learning centers, promotion of gender equality, disaster prevention activities

In this paper, we introduce initiatives taken by communities for women's empowerment. The concept of community is a basic unit for engaging in everyday life and refers to a regional scope that is restricted to being within a municipality. For example, this unit would include an area structured by a neighborhood council organized autonomously by residents for local self-governance, as well as school districts, to which elementary and middle schools are allotted for each residential area. Even a simple term such as community can have an extremely varied definition in terms of the area it signifies.

How many women leaders are there in a community? Here, we will use members of the local government assembly as an example. Of the total 2,668 assembly members in

^{* 1} Center for Liberal Arts, Tokai University ^{* 2} Faculty of Liberal Arts, Tsuru University

Metropolis and districts, each of which is a wide area, the number of women assembly members is merely 303, only 11.4% of the total number of members (Ministry of Internal Affairs and Communications, 2020). In a municipal assembly, which represents a basic community, the number of women among the total 29,762 members is 4,337(14.6%). Moreover, the neighborhood council, which is organized autonomously by residents, is an organization that is closely connected to everyday life. Of the 237,309 neighborhood council presidents across Japan, only 14,408 are women, a surprisingly low 6.1% (Cabinet Office, 2020).

Women represent more than half of the Japanese population. Despite this, however, the basic statistics provided that not enough women are in community leadership roles. To increase the number of women leaders in communities, a bottom-up approach, that is, women's empowerment seems to be needed instead of simply promoting the leadership of a few outstanding women. Thus far, Japanese women have not been expected to speak out actively in front of others and take action. The approval of others could support women and enhance their confidence. By gaining confidence, more women will speak up and take action in their daily lives to assert themselves. This will then provide opportunities in which women can actively speak up and take action to bring about change.

1 Where Do Women Empower Themselves in Communities?

As mentioned previously, Japanese communities make it difficult for women to attain leadership positions. Women not only have difficulty in finding opportunities but also have longer working hours, along with housework and childcare, than do men. In addition, they are limited by being perceived as unfeminine when they actively speak out in front of others and by the perceptions that it is a women's role to support men, women have difficulties assuming responsibility, and an organization's leadership should be assumed by the oldest man. These biases are commonly shared by both women and men in Japan (Ehara, 2001). Therefore, it is difficult for women to become leaders without an intentional intervention to help women gain experience and attain confidence, that is, women's empowerment. Examples of such opportunities for women's empowerment could be found from the programs as intentional intervention provided by the government and private organizations.

(1) Center for the Promotion of Gender Equality

The Center for the Promotion of Gender Equality is a general term given to facilities that have been historically established by government measures and programs. The names of individual centers differ depending on the region and facility. However, these centers are fundamentally understood to be comprehensive facilities established for the realization of a

gender-equal society (Shimomura et al., 2005).

According to the Cabinet Office (2020) that controls these centers, as of April 1, 2020, 45 of these facilities had been established by the prefectural government, 20 facilities by metropolitan governments (government-ordinance designated cities), and 296 facilities have been established by other municipalities. In total, 361 facilities have been established as centers for the promotion of gender equality (Cabinet Office, 2020).

Centers for the Promotion of Gender Equality carry out a comprehensive agenda related to gender issues. In general, these centers have various functions including providing individual consultations (i.e., domestic violence and life counseling/assistance), establishing designated libraries on gender and providing information, providing facilities for citizens' groups and assisting organizations autonomously, and hosting sponsored lectures on gender equality (Cabinet Office, 2015).

The fields of business in which centers for the promotion of gender equality engage vary widely. For example, in the Japan Nationwide Centers for Promotion of Gender Program Database, constructed by the National Women's Education Center of Japan (NVEC), the programs in which centers engage are categorized into 17 fields (e.g., family issues, women's rights, mind and body health, assistance with employment/career/challenges, and self-expression/cultural activities [Tominaga & Ikegaya, 2017]). Regarding leadership development, there were 92 sponsored programs held in FY2017 according to Women's Facilities Database by NVEC. Specifically, these programs included holding courses for developing community leaders, seminars that encouraged women's participation in politics, and re-employment and company startup programs for women.

(2) *Kominkan* (Community Learning Centers)

The other public institution that encourages women's empowerment is the *kominkan*, which is a community learning center (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and the Technology and Asia-Pacific Cultural Centre for UNESCO, 2008), social education facility refers to an education field that includes adult education, community education, and non-formal education held outside of schools and aimed at all ages according to the Social Education Law (1947). Social education is "a systematic educational activity (including physical education and recreational activities) conducted mainly among teenagers and adults and based on the school education method, excluding the educational activities conducted as part of the school curriculum" (The Social Education Law, 1947, Article 2).

The *kominkan*, which plays a central role in social education, is a facility established by the municipality. It encourages residents to gather, learn, and make connections, and make contributions to human and community development (National *Kominkan* Association, 2017). The *kominkan*'s objective is "to perform various duties related to education,

academics, and culture in line with actual everyday life for the residents of the municipality and other specified regions,” and “to improve the culture and education of residents, promote their health, and refine their tastes to promote civilized life and make advancement in social welfare” (The Social Education Law, 1947, Article 20). One characteristic of the *kominkan* is the comprehensiveness in which the issues people experience in their daily lives are targeted.

The statistics associated with community centers underscore their ubiquity. Nationwide, there are approximately 14,281 centers, which is fewer than the nation's approximately 19,892 elementary schools, but more than the approximately 10,270 middle schools (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2018a; Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2018b). As the *kominkan* is within the living sphere of local residents, it has become part of people's lives as a facility that is close by and easy to access (National *Kominkan* Association, 2017). Community-based *kominkans* have approximately 70 years of history. Recently, they have become known as the Community Learning Centers model, which is the basis of non-formal education as advocated by UNESCO. As such, many parties involved in social education, mainly from Asia, have visited *kominkans* for exchanges.

To sum up, communities have several facilities that support women's empowerment. The centers for the promotion of gender equality play a significant role as they offer specialized support to women. In addition, there are 46 times more *kominkan* than centers for the promotion of gender equality, which makes them much more available to deal with issues that women encounter in their daily lives. However, some areas have only a center for the promotion of gender equality without a *kominkan*, and some areas have *kominkans* and no centers for the promotion of gender equality. Although there are differences among programs depending on the communities in which they are based, these facilities are rooted in these communities, contribute to women's empowerment within the community, and create a community in which women can engage actively.

2 How Do Women Empower Themselves in the Community?

Two learning programs are presented as case examples of how women's empowerment is set as a learning topic.

(1) Community Disaster Prevention Learning Program Intended to Empower Women

The first case example is a community disaster prevention program. Japan is a country in which natural disasters frequently occur, such as earthquakes, volcanoes, tsunamis, and cyclones. As such, reaction training for natural disasters is a significant issue for

communities in Japan. However, neighborhood council leaders are men-centric, making women's empowerment a pressing issue in community disaster prevention. Here, the creation of a secure evacuation shelter program, sponsored by Aomori Prefecture, incorporating the perspectives of gender equality, will be discussed.

The impetus for designing this program was the Great Tohoku Earthquake that occurred on March 11, 2011. Over 15,000 people died, making it the worst natural disaster in post-war Japan. Moreover, the number of deaths post-disaster reached 3,700 people (Reconstruction Agency, 2018), and many of them were seemingly caused by mental and physical illnesses at the evacuation shelters (Reconstruction Agency, 2012).

Why did so many people die after evacuating due to the earthquakes and tsunami waves? Many were forced to endure inferior evacuation shelters that did not provide for individual needs (Arai, 2012). Physical, economic, and social reasons were viewed as trivial, and because the evacuation shelters were managed solely from men's perspectives, they did not consider diversity (Arai, 2012). In a major disaster, living in an evacuation shelter can be for the long term. As both administrative organs and their employees were affected by the disaster, and as the issues to tackle accumulated, the shelter residents were asked to manage the evacuation shelters. The big questions that arose were how the evacuation shelters were to be managed so that everyone could feel safe and the most vulnerable were cared for (i.e., children, older people, disabled people, foreigners, and women). This became an issue directly related to the life and death of the people affected by the disaster.

Aomori Prefecture is located in the northern end of Tohoku region. Interviews on the situation at the evacuation shelter were conducted with the municipalities that were affected within Aomori Prefecture, and they revealed that there were differences in the needs between genders. Considerations that encompassed both men and women did not take place (Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee, 2016). The specific issues discovered there included men who were strangers changing and sleeping next to women without a partition; a mother who was unable to stay in the evacuation shelter due to her children crying at night; families that had a pet or small children who had to sleep in a car; women and children who could not go to the bathroom on their own because they were too afraid and refused to consume liquid; women who felt they needed to change their clothes underneath a blanket in the evacuation shelter due to the lack of changing rooms; women not being able to change their underwear as often as they would have liked due to lack of a private place to dry their underwear; women who encountered former abusive husbands at the evacuation shelter; a dearth of items that women needed (e.g., sanitary products, underwear, and baby food) and women finding it difficult to receive these items in front of other people; and the roles related to food distribution (e.g., preparing meals) were fixed as women's roles in the community. In various

scenes from the evacuation shelter, which could become long term, many women were exposed to anxiety, threats, and low self-esteem. The reason these situations occurred was attributed to the lack of women's perspectives and that the evacuation shelters were managed only from men's perspectives.

Based on this experience, after the earthquake disaster, the Aomori prefectural government and the Aomori Center for the Promotion of Gender Equality engaged in practical training for creating evacuation shelters in which people could feel safe, encompassing the perspective of gender equality for three years from 2013 to 2016. An evacuation shelter in which people can feel safe aims to reduce the number of future deaths related to natural disasters. Subsequently, this training focused on managing the evacuation shelter in accordance with the manual and involving participating residents in imagining a disaster situation. They also shared their wisdom concerning the needs and problems with no correct answers using limited material resources. They experienced the creation of an evacuation shelter through collaborative practice (Ojima, 2016). We will explore the practice sessions conducted in two municipalities within Aomori Prefecture in 2013, particularly the specific structure of the learning programs based on the publication by Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee, consisting of public servants including the staff at Center for the Promotion of Gender Equality, members from the neighborhood council, and voluntary associations (Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee, 2016).

The primary characteristic of this learning program was that, instead of residents participating in the program provided by the government, residential leaders from different positions organized an execution committee and participated as program providers. More specifically, the execution committee was organized with approximately 20 members, consisting of firefighters, nurses, midwives, dietary improvement instructors, welfare commissioners, parents still raising children, government employees from various agencies, and neighborhood council members. The local government and the Centers for the Promotion of Gender Equality repeatedly recruited as many women members as possible.

Once the execution committee was determined, the learning program was developed and conducted in three stages: 1) A preliminary workshop, 2) events in which residents could experience evacuation shelters, and 3) a post-event workshop to evaluate the experience (Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee, 2016). The execution committee conducted some sessions of the preliminary workshop. At the workshop, the participants first learned how disaster-related deaths occur by learning about issues in the evacuation shelters during past disasters. Next, there was a group workshop to identify the resources that committee members could request from

their communities (e.g., human resources, organizations, activities, services, information, and financial/material resources) and weaknesses (things that became issues) in the community during the disaster. The participants discussed their request and weakness, and sought solutions with which they thought they could engage. Based on these outcomes, the execution committee planned for and prepared the evacuation experience event, which they held for local residents. Considerations were made during these workshops so that women committee members could participate easily, such as by providing daycare.

The event, at which local residents could experience the evacuation shelter, was conducted in conjunction with the annual disaster prevention training. Disaster prevention training involved residents engaging in evacuation behavior, presuming that an earthquake or tsunami waves had occurred, and this training is regularly held in many regions across Japan. In this learning program, the participants not only engaged in evacuation behavior training but also simulated life at the evacuation shelter, which would later become their living base. By doing so, this event aimed at discovering the assistance and needs required for managing evacuation shelters and encouraging residents to find ways to communicate better.

On the day of the evacuation training, over 100 residents congregated. Upon entry, the residents were instructed to fill out an evacuation shelter card on the basic details about gender and age of those evacuating, as well as details about those who would require assistance. After that, in a state of confusion, the following program was held in the place where many residents had gathered. We can introduce three examples here: the residents assembled a living space with cardboard boxes; another role-playing program involved dividing members between those who assisted older people and disabled people and those who received it; another program established a space for dealing with issues related to women (e.g., pregnancy, childbirth, breastfeeding, periods, and menopause) and created a play area for children. Furthermore, an organization for managing the evacuation shelter was established, and roles were assigned.

After managing this event, the execution committee held several workshops to reflect on their experiences. In these sessions, the execution committee members presented their opinions based on their observations throughout the event, discussing how they would use the experiences in the community. Women execution committee members voiced their opinions, which included, “I noticed that I can feel more confident in being a woman,” “I realized that it was important to use the experience I had and that I could be more proactive without holding myself back,” and “I learned that it was important to think about the evacuation shelter from the perspective of women, who have accumulated experience in their daily lives, and to share my opinions.” (Ojima, 2016). In other words, the women learned through the program to be confident and express their opinions. As a result, these

experiences encouraged the women to empower themselves within the community.

Since 2013, the learning program focused on the evacuation shelter has been conducted by making improvements in line with the regional situation of various areas within Aomori Prefecture (Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee, 2016). It has developed into different formats depending on the region, including programs that conduct evacuation shelter management run by local middle school students and residents working together, and events designed for experiencing evacuation shelters in which all leadership roles of evacuation shelter management, which are usually assigned to men, were assigned to women. Furthermore, we have two examples of the program: the food preparation team, which is usually assigned to women, was assigned only to men; a disaster prevention leader training course were held only for women.

From the perspective of women's empowerment in a community, this case suggests that women's empowerment could be a support for women's voicing their opinions within their community. That is because it is usually difficult for Japanese women to voice their opinions, and this is more difficult in rural communities (Fujii, 2011). Women voicing their opinions and increasing their confidence is deeply related to each other. Women's empowerment is, however, not limited to women only but is an issue of developing a community in which all of the people, including men, can express their opinions.

(2) Women's Courses at *Kominkans*

The next case example is a learning course only for women and focuses on the careers of individual women. In the following, we will examine the structure of learning program for women at *kominkan* with the clue of previous study by Ikegaya & Tominaga (Ikegaya & Tominaga, 2018).

The occupational careers of women in Japan are characterized by a temporary absence from work during childbirth and childcare. The number of co-working households increased to surpass that of women homemaker households by the early 1990s; currently, there are 11.29 million co-working households, while there are only 6.64 million women homemaker households, making this an irreversible situation (Cabinet Office, 2017) because of the economic situation, women's aspiration for paid-work, and changes in gender-role. Homemakers, who used to be synonymous with Japanese women, are on a continuous decline. On the other hand, the M-shaped curve, which represents women's labor force rate by age, has not yet been resolved, with about half of working women leaving their jobs after giving birth to their child according to the Annual Report on the State of the Formation of a Gender Equal Society and Policies to be Implemented to Promote the Formation of a Gender Equal Society (Cabinet Office, 2017).

Women who pose their occupational careers usually leave their workplaces and return to their community to raise their child (or children). These women experience a vague sense of concern and uncertainty about how to live their hectic, day-to-day lives. These concerns and uncertainties, for example, can include issues characteristic of women's lives and careers, such as whether to work again, what kind of household and child-caring one desires, and how to live as a person and as a woman (Kunitachi City *Kominkan* Citizen's University Seminar, 1973). Women's meeting other women in a similar situation within the community and discussing their opinions and future perspectives about ways of living are necessary for them to re-think how to live and cultivate their lives autonomously.

Kunitachi City, located in the western part of Tokyo, has conducted annual learning courses for women. These courses held by Kunitachi *Kominkan* have a long history; for example, a daycare was established within the *kominkan* to enable women to study, and the facility publishes records made by women on what they have learned. Kunitachi *Kominkan* has created many practices that have come to be known nationally (Kunitachi City *Kominkan* Citizen's University Seminar, 1973; Kunitachi *Kominkan* Daycare Issue Liaison Conference, 2014).

The latest learning program for women are generally held for two hours on weekday mornings, consisting of around 15 sessions. The participants, approximately 20, are women in their 20s to 50s, and Table 1 details the contents of one course.

Table 1. The structure of a women's course (Tominaga et al., 2013, p. 73)

	Content	Detail
1	Guidance	Welcome to the course
2	Past	History of women's learning as seen from past women and videos
3		Looking back on one's life so far
4		Discussing one's life so far
5	Present	Introduction to gender
6		Discussing gender topics close to you
7		Women's mental and physical health and its changes
8	Future	Thinking of life here onward (working)
9		Thinking of life here onward (being active in the community)
10		Thinking of life here onward (summary)
11	Preparation for independent management	Planning & Design 1
12		Planning & Design 2
13		Planning & Design 3
14		Starting an independent management group

This course is composed of three broad categories: the past, the present, and the future. In the past category, the attendees watch a documentary about women leaders of the community as an example of how women have lived their lives in Kunitachi City and discuss the video while looking back on their own life experiences. In the present category, the attendees contemplate gender issues and learn about the initiatives taken by the local government. Building upon this, in the future category, the participants express their thoughts about their futures and how they picture them. They listen to the accounts of those who have attempted to reconstruct their occupational careers, those who have engaged in community civic activities while being aware of present issues, and those who have experienced new beginnings and roles by using the *kominkan*. The attendees learn about options for their own futures as well.

A characteristic of women's courses in terms of management is that a lot of time is allotted to discussion among the course attendees, instead of simply listening to the lecturer. The attendees take turns in typing up the stories as records. Through a series of these courses, the attendees learn that other attendees have the same concerns and anxieties about the future and that some concerns and anxieties can be reduced by sharing them. Furthermore, by meeting women who are older than them and have had similar experiences, they learn how their seniors have been active in the paths they have chosen.

The other characteristic of women's courses is that attendees set up an independent group after completing the course, attaining what they would like to know or continue through their own strengths. For example, in the independent group set up after the completion of the 2013 course, the attendees proposed the topic "my relationship as a daughter with my mother" as something they would like to know more about. They held a course open to the general public in hopes that other women with similar concerns would join the course (Tominaga et al., 2013). Forming and managing a group with only women, and designing and managing the project, served as an experience for these women to learn how to manage projects through experiential learning to empower themselves.

This course served as an opportunity for each woman to re-think the way that they lived. Moreover, they discovered their goals and issues within the community through this course, working in various fields, for example, managing a women's group, promoting women's health, and supporting women's re-employment in their community after completing the course (Ikegaya & Tominaga, 2018). Continuously, there were more women who would like to learn from the women's courses in this region; these women are motivated to take the course after feeling admiration toward women who are their seniors who attended the women's course, or after having been directly recommended for the course (Ikegaya & Tominaga, 2018). This may have been a model for creating a community environment that

supports the development of women's empowerment to the present.

3 Conclusion

To reveal the initiatives of women's empowerment in communities, this paper focused on some facilities and programs within the community that promote the women's empowerment. The specific case examples introduced in this paper were learning programs for 20 members, and similar programs that focus on learning in communities are necessary to women's empowerment.

A community is a place where various people live together by supporting each other. Leaders are necessary for all aspects of Japanese life, but the community, the focus of this chapter, requires leadership in various formats. Instead of increasing leadership with a portion of outstanding women, lifting all women by employing a bottom-up method is required. Advancing all women using a bottom-up method will require creating an environment in which women can empower themselves. This is an issue involving women's empowerment at all levels of Japanese life, including the regional level. Future research regarding this issue could study models of how women's empowerment affects community life.

References

- Aomori Affected Area Local Community Regeneration Assistance Program Execution Committee (2016). 『男女共同参画の視点を取り入れた「安心避難所づくり」4年間の取り組み記録』 [*Records of Four Years of Engaging in "Creating Safe Evacuation Shelter" that Incorporates the Perspective of Gender Equality*]. Retrieved from http://hinanjo.aomori-mirainet.com/images/4y_torikumi.pdf
- Arai, H. (2012). 「災害・復興と男女共同参画: 女性が主体となっていくこと」 [*Disaster, reconstruction, and gender equality*], In A. Murata (Ed.), 『復興に女性たちの声を: 「3・11」とジェンダー』 [*Let's Hear Women's Voices Contributing to Reconstruction: 3/11 and Gender*], Tokyo: Waseda University Press.
- Cabinet Office (2015). 「第4次男女共同参画基本計画」 [*the Fourth Basic Plan for Gender Equality*]. Retrieved from http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf
- Cabinet Office (2017). 『平成29年版男女共同参画白書』 [*Annual Report on the State of the Formation of a Gender Equal Society and Policies to be Implemented to Promote the Formation of a Gender Equal Society*]. Retrieved from http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/index.html

- Cabinet Office (2020). 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 [*Progress Situations on the Measures Related to the Formation of Gender-Equal Society or on Women in Local Public Bodies*]. Retrieved from <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2020/pdf/rep/12.pdf>
- Ehara, Y. (2001). 『ジェンダー秩序』 [*Gendered Order*], Tokyo: Keiso Shobo.
- Fujii, W. (2011). 『農村女性の社会学』 [*Sociology of Rural Women*], Kyoto: Showa-do.
- Ikegaya, M., & Tominaga, T. (2018). 「女性問題学習を通じた女性たちの生活世界の創造」 [*Creation of Women's Living World through Learning Women's Issues*], 『社会教育学研究』 [*Japanese journal of adult and community education*], 54.
- Kunitachi City Kominkan Citizen's University Seminar (1973). 『主婦とおんな』 [*Housewives and Women*], Tokyo: Miraisha.
- Kunitachi Kominkan Nursery Issue Liaison Conference (2014). 『学習としての託児』 [*Nursery as Learning*], Tokyo: Miraisha.
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and the Technology and Asia-Pacific Cultural Centre for UNESCO (2008). 『公民館 (英語版)』 [*Kominkan*]. Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/koumin/1284468.htm
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (2018a). 社会教育調査 [*Social Education Survey*]. Retrieved from https://www.mext.go.jp/content/20200313-mxt_chousa01-100014642_3-3.pdf
- Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. (2019b). 学校基本調査 [*School Basic Survey*]. Retrieved from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/140744_9_2.pdf
- Ministry of Internal Affairs and Communications (2020). 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ [*Research on the Number of Assembly Member and Chairpersons in the Local Public Body Assembly by the Affiliated Parties*]. Retrieved from https://www.soumu.go.jp/main_content/000678891.pdf
- National Kominkan Association (2017). 『新訂よくわかる公民館のしごと』 [*An Easy to Understand Guide on the Work of the Kominkan (New Edition)*], Tokyo: Dai-ichi Hoki co. ltd.
- Ojima, M. (2016). 「レジリエンスを高める住民の学習活動の展開」 [*Holding Learning Activities for Residents that Heighten Resilience*], 『日本公民館学会年報』 [*Annual report of Kominkan Society of Japan*], 11, 44–54.
- Reconstruction Agency (2012). 「東日本大震災における震災関連死に関する報告」 [*Report on the Deaths Related to the Disaster in the Great Tohoku Earthquake*], Retrieved from http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120821_shinsaikanrenshihoukoku.pdf
- Reconstruction Agency. (2018). 東日本大震災における震災関連死の死者数 [*Report on the*

- Number of Deaths Related to the Disaster in the Great Tohoku Earthquake*]. Retrieved from http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20181228_kanrenshi.pdf
- Shimomura, M., Tsuji, T., Naito, K., & Yaguchi, E. (2005). 『女性センターを問う』 [*Questioning Women's Center*], Tokyo: Shinsuisha.
- Tominaga, T., Ikegaya, M., Koge, Y., & Horimoto, M. (2013). 「公民館講座における学習支援者の役割 : 2013 年度国立市公民館主催<女性の生きかたを考える講座>を通して」 [*The Roles of Learning Supporters at Kominkan's Course*], 『東海大学課程資格教育センター論集』 [*The Bulletin of the Professional License Training Center, Tokai University*], 12, 73–83.
- Tominaga, T., & Ikegaya, M. (2017). 「男女共同参画関連施設における啓発事業を「教育化」する意義」 [*Gender Equal Promotion beyond Dichotomy between Education and Enlightenment*], 『都留文科大学研究紀要』 [*The Tsuru University Review*], 85, 127–144.

2020 年連邦最高裁判所判決と 1964 年公民権法

LGBT の雇用をめぐる平等

石原圭子*

Abstract

The Supreme Court of the United States decided three cases on June 15, 2020, relating to equal employment opportunity for LGBT. The employees brought suits against the employers because in each case, the employer fired them after the employee's homosexuality or transgender status becoming clear. The plaintiffs asserted the act by employer was discrimination and unlawful under the Civil Rights Act, Title VII. The Title VII commands it is unlawful for an employer to discriminate against any individual because of race, color, religion, sex, or national origin. The Supreme Court tried not to intervene the range reserved for the Congress and the President by new interpretation not based on written law, but it tried to find out the original intentions of the law makers and whether the Act, made in the era of the Civil Rights movement, could be applied to protect the rights of LGBT. The Supreme Court ascertained that the Congress originally adopted broad language in Title VII and the meaning of the word of the Act could be interpreted to include LGBT. The Supreme Court decided that the Civil Rights Act of 1964 could be regarded to protect the equal employment opportunity of LGBT.

1 はじめに

20 世紀後半から、アメリカ合衆国における LGBT の平等への関心の高まりと、法的権利の進展には著しいものがある。特に 2015 年の連邦最高裁判所による全米での同性結婚の承認は画期的なものであった。LGBT に対する認識には昨今大きな変化がみられるが、しかし、雇用等における差別の継続が指摘されることは少なくなかった。

* 東海大学現代教養センター

2020 年 6 月 15 日連邦最高裁判所は LGBT の雇用の平等に関して、注目される判決をくだした。本論では判決内容を分析するとともに、1950 年代から 60 年代にかけて行われた公民権運動、特にその成果と言われる 1964 年公民権法と今回の判決との関係性を検討する。そのことにより、アメリカ史において繰り返されてきた、様々な権利獲得運動の文脈に LGBT の権利獲得運動を位置づけることを試みる。

2 2020 年連邦最高裁判所判決の背景

2020 年 6 月 15 日連邦最高裁判所はボストック対ジョージア州クレイトン・カウンティの裁判において、原告 LGBT に対して差別的な解雇が行われていたことを認め、解雇が違法であるとの判決をくだした¹。アメリカ史を振り返ると連邦最高裁判所は時代を方向付ける判決を度々くだしてきているが、この判決も 2015 年の同性結婚を全米で承認した判決に続き、近年の LGBT の権利向上に資するものとなった。

(1) ボストック対ジョージア州クレイトン・カウンティ

この判決は、3 人の LGBT それぞれが起こしていた訴訟に対して、連邦最高裁が一括して下したものである。いずれも長期間雇用されていたにも関わらず、LGBT であることが明らかになった後、解雇されることになったことを不服として起こしたものであった。1 番目は、ジョージア州、クレイトン・カウンティが、被雇用者であったジェラルド・ボストックがゲイのレクリエーション・ソフトボール・リーグに参加を始めた後、それがカウンティの被雇用者としてふさわしくない行動であるとして、彼を解雇したという事件であった。2 番目は、アルティチュード・エクスプレスが、ドナルド・ザードが自らゲイであることを語った数日後に解雇した事件であった²。3 番目は、R.G.&G.R.ハリス葬儀社が、就職時には男性として雇用されていたエイミー・ステファンが今後、24 時間女性として生活し働いてゆくと雇用主に語った後、解雇したという事件であった³。

それぞれの原告は、これらの行為が 1964 年に成立した公民権法第 7 章 (Title VII of the Civil Rights Act) で禁じられている性に基づく差別であるとして訴訟を起こしていた。3 人は同様な訴訟を起こしたが、最高裁に至るまでには異なる経過をたどった。

(2) 公民権運動：法成立の背景

1964 年の公民権法は、1950 年代から 60 年代に活発であった公民権運動の成果の一つとされている。1954 年アール・ウォーレンを最高裁判事とする連邦最高裁により、教育の場において行われていた人種分離を違憲とするブラウン判決が出されたが、それまでアメリカ合衆国南部では、アフリカ系アメリカ人に対して、ジム・クロウ制度という人種分離が合法的に行われていた⁴。ブラウン判決後も南部では反発が強く、人種統合が円滑に進むことはなかった。改善が進まない状況に対抗して、座り込み、ボイコット、デモ行進と言った公民権運動が一気に広がった。この運動はアフリカ系アメリカ人が主導したものであり、マーティン・ルーサー・

キング牧師を始めとする著名なリーダーも登場したが、先住民をはじめとする他の少数民族、そして女性たちも影響を受け、権利意識が高まっていった。こうした社会の大きなうねりの影響を受けて、連邦も法律の制定に動いた。1964年の公民権法、1965年の投票権法という2つの法律は、公民権運動の影響を受けて成立した法律として知られる。アフリカ系アメリカ人の投票は、既に南北戦争終了から5年後の1870年に、合衆国憲法第15修正条項によって、「アメリカ合衆国民の投票権は人種・肌の色あるいは、過去の隷属によって、合衆国あるいは、いかなる州によっても拒絶あるいは制限されてはならない。」と定められ、憲法上、認められていた権利であった。しかし、南部州においては、投票権を、人種・肌の色、過去の隷属を理由に奪うというような露骨な憲法違反は避けながらも、投票権に財産資格や文字テストを課したり、あるいは暴力的に排除したりすることが行われ、20世紀半ばになっても、アフリカ系アメリカ人が南部州において投票することは実質上困難であり続けていた。憲法第15修正条項から95年後を経てなお、投票権法の制定が必要とされる状況が、当時の南部にはなお存在していたのである。人種分離を廃止し平等を獲得すること、そして投票権を獲得することは、公民権運動における重要な達成目標であった⁵。

（3）公民権法

1964年、民主党ジョンソン大統領のもと公民権法は成立した⁶。

第1章：投票権、第2章：公共施設における差別に対する差止め救済、第3章：公共施設の分離差別廃止、第4章：公共教育における分離差別廃止、第5章：公民権委員会、第6章：連邦支援事業における差別禁止、第7章：平等な雇用機会、第8章：投票登録および投票についての統計調査、第9章：公民権訴訟の移行および介入、第10章：コミュニティ関係事業の設立、第11章：その他。

各章の名称からも明らかのように、投票権を確保するとともに、人種分離差別を禁止するなど、平等を確保することを目的とし、調査の実施、公民権委員会組織の設立と権限強化、連邦の州への介入、権限強化など、実効性のある具体的内容を伴うものであった。当時の状況にあって必要とされた投票、教育、公共施設、雇用、等、多岐にわたる問題が視野に収められた。公民権法は人種分離について、アフリカ系アメリカ人を保護する力を連邦に与えるものとなった。1964年以降、合法的な人種分離は否定されることになった。

2020年6月15日の連邦最高裁判所の裁判では、LGBTの解雇が、こうした歴史的社会的背景の中で成立した1964年の公民法に照らし合わせた場合、第7章が禁じている雇用差別に当たるとのかが問われることになった。

（4）1964年公民権法第7章

公民権法第7章は、「雇用者が、いかなる個人に対しても、人種、肌の色、宗教、性、出身を理由に、雇用を認めない、あるいは拒絶する、あるいは解雇する、あるいは、報酬、期間、環境、雇用特権について差別することを違法とする。」というものである。これは、年間20週以上の各労働日において15人以上の被雇用者のいる雇用者を対象とした。

2020 年の裁判の原告 3 人は、長期間雇用されていたにもかかわらず、LGBT であることが明らかにになった後に解雇されることになったのであり、雇用者によるこの行為は、1964 年に成立した公民権法第 7 章で禁じられている性に基づく差別にあたるとして、同様の訴えを起こしていた。

3 2020 年連邦最高裁判所判決

(1) 訴訟経過

公民権法第 7 章で禁じられている性に基づく差別であるとして、同様の訴訟を起こした 3 人の原告であったが、最高裁に至るまでの経過は異なるものだった。

ゲイのレクリエーション・ソフトボール・リーグに参加した後、ジョージア州、クレイトン・カウンティにより解雇されたジェラルド・ボストックの訴えは、第 11 巡回裁判所によって、法は、ゲイであることを理由に雇用者が被雇用者を解雇することを禁じていないとして、却下された⁷。

ゲイであることを明らかにした数日後にアルティチュード・エクスプレスによって解雇されたドナルド・ザーダの訴えは、第 2 巡回裁判所によって、性の志向に基づく差別は公民権法第 7 章に違反しているとされ、彼の訴訟は継続することになった⁸。

トランスジェンダーの意思を明らかにした後に解雇されたエイミー・ステファンの訴訟において、第 6 巡回裁判所は、公民権法第 7 章は、トランスジェンダーを理由に雇用者が被雇用者を解雇することを禁じていると判断した⁹。訴訟が継続している間に、ザーダとステファンは他界したが、その遺族の意思もあって訴訟は続けられた。

こうした裁判所間における公民権法第 7 章の保護の範囲に関する判断の違いを解決するために、上告は受け付けられた。連邦最高裁に LGBT に対する雇用差別に関する統一的な司法判断が求められることになった。

(2) 論点 1. 司法の抑制的姿勢

この裁判には幾つかの論点が存在していたが、特に、論点の中心となったのが、1964 年公民権法第 7 章が保護の対象として LGBT を想定していたか否かということであった。

雇用主側は、LGBT を解雇したことは認めていたが、公民権法第 7 章は成立時点で LGBT を対象として想定していないと主張していた。もし、LGBT を保護することが必要であるならば、新たな法律の制定が待たれるべきであるという主張である。

裁判所は、判決文の中で法律に対する基本姿勢を述べている。すなわち、裁判所は、法が施行された当時の通常の意味に沿って、普段は法律の解釈を行っている。法律は、議会によって採択され、大統領によって承認された文言によって構成されている。もし裁判所が条文以外の資料や自らの想像力に影響を受けて、法律に付け加えたり、変更したり、最新なものにしたり、あるいは減らしたりできるとしたら、裁判所は国民の代表に留保されている立法手続きの外で法律を修正する危険を犯してしまう。したがって、裁判所は、解釈の拡大や変更に関しては基

本的には抑制的な姿勢を示している。

LGBT の権利の拡大の歴史を振り返ってみれば、今回の LGBT の雇用の平等の問題以前に、最も注目されていたのは、同性結婚承認の是非の問題であった。その法廷闘争の際にも、たびたび司法権限の範囲が議論になった。1990 年代にハワイ州の裁判所が、州が同性結婚を認めないことは差別にあたるという判決をくだしたことが、同性結婚の権利について変化をもたらす一つのきっかけとなり、その後の展開に大きな影響力を及ぼすことになった¹⁰。しかし司法が主導する変革の流れは、初期においては、まず住民投票で覆され、さらに、ジョージ・W.ブッシュ大統領からは、結婚という国民にとって重要な事柄の意味が少数の活動家裁判官によって決定されていると批判を受けることになった¹¹。こうした状況を考えれば、連邦最高裁判所が、正義の実現にあたって、司法に許容される範囲内での法解釈とみなされるように判決が下される必要があると考えるのは当然のことであった。2015 年に連邦最高裁判所によって同性結婚が全米で承認された判決にあっても、判決文を書いたケネディ判事は、結婚そのものの意味については、きわめて保守的な解釈に徹した。すなわち、結婚とは長い歴史的な制度であり、神聖なもので、人類社会の中心をなし、男性と女性という異性間のものと古くから考えられ、現在でも世界中で広くそのように考えられていると確認した上で、同性結婚を求める原告も同じように考えるからこそ結婚を認めて欲しいと考えているのだと述べ、結婚それ自体の従来の意味を維持した上で、保護され利益を受ける者の範囲を拡大する判決をくだしている。

（３）論点２．立法意図と司法解釈

公民権法第 7 章では、差別を考える場合、性を理由にして解雇されることがあれば、たとえそれが唯一の理由ではなく他の要因があったとしても、差別と認められると考えられた。

雇用の平等に関する今回の裁判では、公民権法第 7 章における、性を理由にした解雇は差別であるとする法律の文言の示す「性」の範囲を LGBT まで保護の対象として拡大しうるか否かが検討された。雇用者側は、1964 年時点で、性とは、男性あるいは女性を意味していたと主張するのに対して、被雇用者側は、1964 年の時点であっても、生物的な性差以上の広い視野が含まれており、少なくともジェンダー・アイデンティティや性的指向に関する規範にも及んでいた、と主張していた。

裁判所は、法制定時点での立法意図と現在の司法判断は一致していることを強調し、以下のような見解を示した。

法律が、議会が明確に予測していない事態に適応されたとしても、それは法律の曖昧さなのではなく、それは単に、立法の要請していることが広範であることを意味しているに過ぎない。もちろん言葉の意味は時代によって文脈によって、異なってくることもありえることである。雇用者は 1964 年以来、歴史的に性の意味が変化しているというのではなく、逆に、「いかなる個人に対しても、その性を理由に差別をしてはならない」ということに関しては、裁判官の理解と一致している。むしろ、雇用者および異見を主張する側は、1964 年には、今日の結果を期待したものはほとんどいなかったのだから、法律のテキストから必然的にもたらされる結論とみなすべきではないと主張している。重要だが予測していなかった案件が登場した時には、法

の文言を実施することを断念し、議会に委ねるべきだという考えだが、それはこの裁判所が長く拒否してきた考えである。雇用者側は、法の意図よりも、予測される適用範囲を尊重しているが、両者は関連している。雇用者側は 1964 年時点で、現在の結果を予測し得なかったと主張するが、第 7 章が制定されてから 10 年にも満たない段階で、男女平等に関する憲法修正 (Equal Rights Amendment) ¹²に関する議論において既に、第 7 章と類似の文言を用いて、差別から同性愛者を保護することを助言しているのである。

(4) LGBT 側の勝利判決：立法意図の範囲内

被雇用者 LGBT 側の訴えが認められる判決となった。公民権法第 7 章が、少なくともこの訴訟では憲法が保障する信仰の自由を侵害していないということも確認された。

1960 年代後半から 1970 年代を経て、1964 年公民権法第 7 章の影響は、議会で多くの人たちが期待した以上の広範囲に及ぶ結果を伴って展開されてきた。だが、この判決が裁判官の恣意的な解釈ではないことが判決文では強調されている。我々の社会は文書化された法律に基づいているのであり、裁判官は、法の意図や期待の推測によって、法律が明確に命じていることを見過ぐすことはできない。したがって、雇用者が被雇用者を、性を理由に解雇することを違法とする第 7 章において、議会は広義の言葉を採用していると判断した。したがって、雇用者が、ゲイやトランスジェンダーであることを理由に、個人を解雇することは法に違反すると判決をくだした。したがって、ザードに対する第 2、およびステファンに対する第 6 巡回裁判所の判決は支持され、ボストックに対する第 11 巡回裁判所の判決は覆された。

最終的にこの判決は、最高裁判事全員一致の見解とはならず、6 対 3 に分かれた。多数意見の判決は、ゴーサッチ判事によって書かれ、ロバート裁判長、ギンズバーグ判事、ブレイヤー判事、ソトマイヨール判事、ケイガン判事 6 人が支持した。これに対し、保守派と言われるアリトー判事が、トマス判事、カバノー判事とともに反対意見を記している。

(5) アリトー判事とカバノー判事による反対意見

この判決ではアリトー判事とカバノー判事が反対意見を書いている。トマス判事はアリトー判事の意見を支持している。

アリトー判事は故スカリア判事に言及しつつ、法が制定された当時における通常の意味での解釈を尊重するべきであるという「司法条文主義」を受け継ぐ観点から反論を述べている。1964 年の公民権法第 7 章は、人種、肌の色、宗教、性、出身の 5 つの項目を理由にした雇用の差別を禁じている。この項目には、性的指向も、ジェンダー・アイデンティティも含まれていない。過去 45 年間に、これらを項目に含む法案が議会に提案されたが、今日に至るまで法案の通過はみえていない。2019 年下院議会は第 7 章の性の定義に関して性的指向、ジェンダー・アイデンティティを含むよう修正法案が通過したが、上院で止まってしまっている。この判決は法解釈の権力の乱用である。裁判官は、その法律の書かれた時代の意味する通りに解釈する義務があるとし、ウェブスター、ランダムハウス、オックスフォード等の複数の辞書を参照し、当時の性の字句の一般的な解釈を確認するが、その時代の性の意味には性的指向もジェンダー・アイデ

ンティティも含まれていないと主張する。裁判所は、性による差別をすることなく、同性愛者、トランスジェンダーを差別することはあり得ないと主張しようとしているが、これらは別のカテゴリーなのであり、同性愛、トランスジェンダーへの差別は、通常の意味における性による差別を構成しないと主張している。

さらに、裁判所は判決に至る議論において、異なる人種間での結婚あるいは親密な関係をもった人に対する差別的行為が、差別と判断されている事を示し、論理を展開しているが、アリトー判事は、この異人種間の結婚等に関する件と性差別の問題は異なると指摘する。この件に関してアリトー判事は、異なる人種間の関係性を理由とした差別には歴史的背景があり、歴史を考慮に入れずに異人種間結婚あるいは親密な関係をもった人に対する差別が、第7章の規定する対象に含まれる理由を理解することは難しいと主張する。

アリトー判事は例を挙げる。たとえば、雇用者が白人であろうと黒人であろうと喜んで雇用するが、異人種間で親密な関係あるいは結婚をしている人に対して差別をしているとしたならば、たとえ、この雇用者が同じルールを白人、黒人という人種の違いにかかわらず当てはめているとしても、雇用者が人種による差別をしていることになる、何故ならば、この雇用者は、歴史が我々に伝える人種差別を理由に差別をしているからである。人種混交に反対することは黒人を白人より劣っているとする厳格な階層的差別を維持するという意味が含まれているからであると指摘する。アリトー判事は、性的指向を理由にした差別については歴史的背景を認めず、異なるものと判断する。何故なら性的指向による差別は歴史的に男性あるいは女性を隷属させるものではないからである。アリトー判事によれば、性的指向を理由に差別をした雇用者は同性愛恐怖症、あるいはトランスジェンダー恐怖症と呼ばれるかもしれないが、性差別主義者とは呼ばれないのである。アリトー判事は、裁判所は1964年には認識されていなかった2020年の価値観を反映して、法を最新のものに修正していると反対意見を述べている。

カバノー判事による少数意見の主要論点は憲法の規定する三権分立に基づく司法権限に関するものである。性的指向による雇用差別にまで拡大すべきか否かということについて、誰が決定するのかと問いかける。憲法上、第7章を修正する責任は議会および大統領にあり裁判所にはない。政治はこの問題について認識をしており、2007年下院議会は235対184で性的指向による雇用差別を禁じている。2013年には上院議会在64対32で同様の禁止を支持する票決を行っている。2013年再び性的指向による雇用差別を違法とすることについて、236対173で支持している。両院とも性的指向に基づく差別を禁じることに賛成多数となる票決を行っているにもかかわらず、未だに大統領とともに法案を成立に及んでいない。裁判所はゲイ、レズビアンは社会のアウトカースト、あるいは価値の劣ったものとして扱うことはできないと述べてきており、そのことについてはカバノー判事も全面的に賛成するが、裁判官は議員ではないと主張する。アレクサンダー・ハミルトンが『フェデラリスト』で語ったように、連邦裁判官の役割は、権力を行使することでも意志をもつことでもなく、単に判断することである。裁判官の役割はその結果を好もうが好むまいが、法律に書かれたことを解釈し従うことである。公民権法第7章は性的指向による雇用を禁じてはいない。第7章が違法としているのは、人種、肌の色、宗教、性、出身による差別であって、年齢差別や障害者への差別、性的指向によ

る差別を禁じていない。議会は、これまでも、1967 年にジョンソン大統領の時に高齢者差別禁止法（81STAT.602）を、1973 年にニクソン大統領の時にリハビリテーション法を制定し、連邦等の障害をもつ被雇用者に対する差別を禁じた（87Stat.355）。1990 年にジョージ・W・ブッシュ大統領は障害者法を制定した。年齢や障害による差別を禁じるために、裁判所だけが法を最新のものにしてきたわけではない。むしろ議会や大統領は新たに法を制定してきている。性的指向の差別に関して、議会においても、これまで検討されてきているが法制化まで至っていない。議会において法制化されていない時点において、裁判所は自己の政治的見解によって法を現代化することはできない。裁判所は議会の行動を見越して判事が法を修正することはできない。憲法の保障する三権分立が崩壊してしまうことになる。判事がその政治的信条に沿って、健康保険、銃刀法、環境法について判断するのは民主主義の点からして認められていないことである。カバノー判事は、裁判所の役割は法に述べて欲しいことではなく、実際に書いてあることを解釈することであると反対意見を述べている。

4 おわりに

本論では、近年、関心の高まりが著しい LGBT の雇用の平等に対して 2020 年 6 月 15 日にくだされた最高裁判所の判決に注目した。20 世紀後半から 21 世紀にかけて、急激に権利や平等に関して状況の好転がみられるようになった LGBT であるが、全米の州や地域によって雇用上の差別は著しい。同性愛やトランスジェンダーであることを理由に解雇された原告が訴訟の際に依拠したのは 1964 年の公民権法であった。アフリカ系アメリカ人の差別超克のための公民権運動を歴史的背景として、特に投票権の獲得と差別的な人種分離の禁止を主たる目的として成立した法律である。人種、肌の色、宗教、性、出身を理由に、雇用者が雇用において、個人を差別することを違法とする、という第 7 章を根拠に原告は訴えを起こした。第 7 章にある、性という文言が指し示すのは、男女のみならず、LGBT も含まれ、LGBT もこの法により平等に保護されるべき対象であり、LGBT を理由に解雇されることは差別であると訴えたのである。

1964 年に制定された公民権法第 7 章の文言には、禁止の対象となる差別の項目に LGBT は明示されておらず、性差別にあたるかどうか議論となったが、裁判所は性の文言を広義に解釈し、LGBT も差別禁止の対象と認めて判決をくだした。この判決の多数意見に対して、アリトー判事は、この判決は 21 世紀型に広義に変更して文言を解釈しているとし、制定時の解釈に固守するべきとの反対意見を述べている。アリトー判事は、異人種間結婚あるいは異人種間の親密な関係をもつ人に対する差別的行為は、たとえ黒人、白人、といった人種そのものに対する差別ではないにせよ、差別と判断されることについては認めているが、それは歴史的に黒人に対する「劣等的地位」を固定化する意図から人種差別とみなされるのであると述べている。アリトー判事は、LGBT は性の範疇に入らないと判断しているものの、LGBT は歴史的に法律上犯罪とされていたことを考えると、同様の論理から公民権法の対象範囲とみなすことは可能と考えられる。

カバノー判事による三権分立の観点についての指摘は重要であり、法解釈の拡大によって立

法的行為に及ぶことは権限を越えることになる。裁判所は基本的には抑制的である必要がある。法の解釈については、特に社会的に広く影響が及ぶ関心の高い問題に関しては、大統領や議会からの批判も大きい。選挙によって選出されてきた大統領や議員たちは国民多数派の支持を背景にしているが、一方で差別の問題はしばしば少数派に対する問題であり、多数派の理解が進むまでに時間がかかることが多い。この判決は、実際に差別と感じた原告が起こした訴訟の下級審判決において、公民権法第 7 章の解釈が分かれていたことに対して、連邦最高裁に統一見解が求められたのであり、同性結婚も認められる判決が出された今日、立法を待たずに、こうした判決を連邦最高裁がくださったことは、おおむね妥当であったといえるだろう。

性を理由とする雇用の差別を違法とする公民権法第 7 章を根拠に LGBT が裁判に勝利を収めたことは、20 世紀後半に至るまで長きに渡り、犯罪とみなされていた同性愛、あるいは平等な存在として認識されていなかった LGBT が、新たに平等に保護される対象となったことを示している。かつて奴隷とされ、その廃止後も差別的分離されていたアフリカ系アメリカ人が、平等を勝ち取るべく運動をし、法廷闘争を通じて平等な国民への道を歩んできたように、LGBT も、その前例を受け継ぎながら、法廷において平等な権利をもつ対象として認知されたことを意味していると言えるだろう。

アメリカ合衆国は、先住民、そしてヨーロッパ、アフリカ、アジアと様々な地域からの移民から成り立つ「多民族国家」であるが、その多様性のありかた、平等な国民として国家の構成員として含まれる範囲、集団間の平等については、時代ごとに変化してきた。その時代ごとに、人種、女性、労働者、など、様々な集団が相次いで平等を求め、権利を主張し、議論が行われてきた。また、21 世紀に至っても、警官によるアフリカ系アメリカ人に対する行為に端を発して、「ブラック・ライブズ・マター」のスローガンのもとに異議申し立てが行われるなど、人種問題についても解決されるべき課題は多い。しかし、21 世紀は、LGBT、そして障害者といった存在も、同様に、平等達成に向けて取り組むべき存在として認識されるようになり変化の兆しも大きくなっている。

2008 年大統領選に勝利を収め、史上初めてアフリカ系の合衆国大統領となったオバマ大統領は、シカゴの勝利演説の中で、年齢、経済的格差、党派、人種、同性愛者、異性愛者、健康者、障害者、といった集団を挙げ、建国者たちが語った夢を疑っているとしたら、これが答えだと力強く述べ、尊重されるべき差異ある存在として LGBT、さらには障害者を取り上げた。今回の連邦最高裁判所の判決も、アフリカ系アメリカ人をはじめとする人々の歴史的な努力を経て成立した 1964 年の公民権法によって、新たに LGBT の存在が、守られるべき存在であることが、連邦最高裁判所によって確認されたという歴史的な意味がある。

裁判所は、この決定にあたって、三権分立の建前を尊重しつつ、司法に委ねられた権限の範囲を超えて不必要な反発を呼ばないような慎重な法文の解釈に徹しながら、時代に即した判断を行ったと言えるだろう。

判決は全員一致ではなく、6 対 3 に分かれた。この判決後、これまで最高裁判所においてリベラルな立場を主導してきたギンズバーグ判事が亡くなった。アメリカ社会を方向づける判決が行われる最高裁判所の判事に次に誰が就任するのか、最高裁判事の構成は、社会を 2 分する

LGBT や妊娠中絶など、ジェンダーや宗教観に関わる問題に特に大きな影響を及ぼすことから注目された。新たな大統領の就任が決定する大統領選の後にすべきという意見もあったが、トランプ大統領は、2020 年 9 月 26 日にエイミー・コニー・バレット氏を指名し、議会の承認を経て、大統領選直前の 10 月 27 日にバレット氏は最高裁判事に就任した。トランプ大統領政権下で後任判事が任命されることによって、最高裁の右傾化が予測されている。だが、今回、判決文を書いたのはトランプ大統領が任命したゴーサッチ判事であり、同じくトランプが任命し、異見を述べたカバノー判事とは見解が分かれており、任命権者に関わらず、司法の独立性は保たれていると考えられる。保守とされるバレット判事が今後、どのような判決をくだしてゆくのか注目されるところである。

歴史的に連邦最高裁判所は、差別や平等の問題にきわめて消極的な場面も多々あったが、今回の LGBT の訴訟に関しては、解釈を拡大変更するなど、過度に政治的と批判されることは避けつつも、法文に乗っ取った伝統的な手法を用いつつ、論理的な体裁をとって、1964 年の公民権法第 7 章を、21 世紀の LGBT の権利を守るために、用いたと言えるだろう。

注

¹ Gerald Lynn Bostock v. Clayton County, Georgia. 590 U.S.____ (2020);140 S.Ct.1731(2020).

² No.17-1623, Altitude Express, Inc., et al. v. Zarda et al., as Co-Independent Executors of the Estate of Zarda, on certiorari to the United States Court of Appeals for the Second Circuit.

³ No. 18-107, R.G.& G.R. Harris Funeral Homes, Inc. v. Equal Employment Opportunity Commission et al., on certiorari to the United States Court of Appeals for the Sixth Circuit.

⁴ Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).

⁵ <https://www.loc.gov/exhibits/civil-rights-act/civil-rights-act-of-1964.html> (議会図書館 HP 2020 年 10 月 28 日参照).

⁶ 1964 年 7 月 2 日成立。H.R.7152.

⁷ 723 Fed.Appx.964(2018).

⁸ 883 F.3d 100 (2018).

⁹ 884 F.3d 560 (2018).

¹⁰ Supreme Court of Hawaii No. 20371 (December 9, 1999).

¹¹ Keiko Ishihara, “Politicized Gender and Politicized Religion : Same-Sex Marriage in the Discourse of 21st Century American Politics,” *Journal of American Studies* (The American Studies Association of Korea, vol. 38, Spring, 2006), pp.73-102. 石原圭子「同性結婚とアメリカの文化と法」『東海大学総合教育センター紀要』第 31 号, pp.23-38, 2011 年 3 月. 石原圭子「結婚防衛法 (DOMA) をめぐる連邦最高裁判決と大統領・連邦議会の動向—同性結婚承認における州の多様性と連邦政府—」『東海大学総合教育センター紀要』第 34 号 pp.49-62, 2014 年 3 月. 石原圭子「同性結婚をめぐる米国連邦最高裁判所の判決—連邦・州・新しい家族のかたち—」『東海大学総合教育センター紀要』第 36 号, pp.51-59, 2016 年 3 月. 石原圭子「同性結婚についての米国連邦最高裁判決と女性史の議論—司法判断と公領域・私領域をめぐるジェンダー史観—」『東海大学現代教養センター紀要』第 1 号, pp.77-84, 2017 年 3 月.

¹² 男女平等権憲法修正条項 (Equal Rights Amendment : ERA). 1972 年に「合衆国およびい

かなる州も、法のもとにおける権利の平等を性の違いを理由に否定あるいは制限してはならない」との憲法修正案が連邦議会通過を通過したが、男女間の差異の問題などについて議論が分かれ、10年の期限内に憲法修正に必要な4分の3以上の州の承認を得ることができず、1982年に不成立となった。

太平洋諸島におけるコミュニティベースの観光開発の可能性

パラオと八重山諸島の観光開発をめぐる交流の事例をもとに

黒崎岳大*

Abstract

Looking back on the history of tourism development in Palau, this paper depicts the shift from large-scale resort development to community-based tourism development. In particular, I confirmed the influence of Japan, which played a major role in the development of tourism and examined how it affects the Palau community. Specifically, at first, I looked back on how Japan as an outsider has been involved in the history of large-scale resort-type tourism development with external capital centered on the southern region since World War II. Next, focusing on community-based tourism development centered on the northern Babeldaob Island since the 2010s, I described the flow of promoting local tourism resource development in each village, and how the experience of training on community-based tourism development by Palauans conducted in the Yaeyama Islands, Okinawa Prefecture, Japan is being utilized for tourism development in his hometown. Finally, I showed that, regarding the impact of community-based tourism development on Palauan residents, it led to not only discovering new tourism resources but also discovering the attractiveness of the region that had been overlooked until then, and establishing a regional identity.

1 はじめに

2020 年は、昨年末より始まった新型コロナウイルス感染症の騒ぎとそれに伴う政治経済のニュースに染まる一年となった。世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルスの影響は、世界市場の周縁と位置付けられてきた太平洋諸島においても大きな影響を与えている。他地域と比

* 東海大学現代教養センター

較して太平洋諸島は感染症者の数は少なく、感染症が未確認の国も存在する一方、欧米諸国からの訪問者に依存してきた観光分野では大きな打撃を受けている。島嶼国の各中央政府は経済のテコ入れとして観光をはじめとした産業の復興に計画を立てているが、具体的な資金の裏付けなどは明確ではない。結果として、民間企業側も悲観的な声が多くあがっている。

太平洋諸島においては、どの国も観光業を国家経済の主幹産業と位置づけてきた。実際にフィジーやクック諸島においては国家財政の約 30%を占めている。Douglas & Douglas や石森も指摘したように、太平洋諸島の観光開発に関してはその開発の在り方の違いから、外国資本による大型リゾート開発と、地元住民を中心としたエコツーリズムなどの持続的開発をうたった小規模開発に二分化される (Douglas & Douglas 1996 ; 石森 2015)。前者は太平洋諸島側の人材や社会インフラの欠如を受けて国際的な外国資本に過度に依存し、地元の土地などを提供して大規模なリゾート経営を実現させていった。後者の場合はキリスト教関係や NPO などの地域に根差した形でやってきた一部の外部者の力を借りて、エコツーリズムなどの形で展開する小規模な開発であった (Farrel 1977; Britton 1981)。経済利益の面で言うと前者の大型開発の影響は極めて大きく、この開発が成功している米国やフランスなどの海外領土や、英国植民地時代から交通の要所として開発が進んだフィジー、あるいは豪州やニュージーランドからの観光客をターゲットにし、各国の資本により観光開発が進んだバヌアツやクック諸島などで実績を残してきた。一方、他の小島嶼国は、重要性を語るものの、多くの観光客にとって交通の便も悪く、東南アジアなどのリゾートと比べて埋没してしまい、結果十分に地元の利益に還元されているとは言えない (白川 2005)。

ただし、今次の大規模な感染症による観光客の激減などの事態を迎えると、大規模リゾート開発を主体としてきた島々ではより大きな損失を被り、首都を中心に失業などの影響を大きく受けている。その一方で、小規模な観光開発中心だった島々では、観光産業にある程度のダメージは受けていても、その損失額は少ない。そのため観光業へのダメージが国家に与える影響を少ないと考え、感染症が拡大する初期の段階で国境を閉じ、国内での感染症を完全にストップしている国ばかりとなっている。むしろポリネシアの一部の島国では、感染症対策に成功したニュージーランドからの観光客をターゲットとし、感染症フリーという現状を活かして観光プロモーションを再開し始めている。

一部とはいえ、ポストコロナ時代における欧米やアジアの国々から観光客を誘致するための戦略を立て始めている現在、外国からの大規模資本による観光開発を進めてきた島嶼国においても、過度な大規模リゾート開発に対しては疑問を呈し始め、とはいえ多くの島嶼国が従来行ってきた小規模開発では国家経済に十分に貢献できるまでにはいかないことも認識している。そのため両方とは異なる第 3 の道を模索し始めている。その一つのあるべき姿を示した国として、コロナ禍の以前から大規模リゾート開発に代わりコミュニティベースでの観光開発に向けて動き出してきたのが、パラオである。笹川平和財団の協力を受け、沖縄・南西諸島などのコミュニティベースでの観光開発の事例を学び、自国の事例に適応させて、新たな観光の可能性を目指して動き出している。この観光開発の動きは単に地方地域への現金収入の流入という経済面のメリットに留まらず、自分の故郷の魅力の再発見という形で、地域アイデンティティや地域

の将来に向けたデザイン作りにもつながるという副次的な効果も生じている。

以上の点を踏まえながら、本稿ではパラオにおける観光開発の歴史的経緯を振り返りながら、大規模なリゾート開発から、コミュニティベースでの観光開発へと方向転換を始めている姿を描きだし、その観光開発展開の中で大きな役割を果たした日本の影響を確認し、そのことがパラオの地域社会にいかに影響を与えているかということを検討していく。具体的には、まず第二次世界大戦以後、南部地域中心の外部資本による大規模リゾート型の観光開発の歴史の中で、外部者としての日本がどのように関与してきたのかを振り返っていく。次に、2010年代以降北部バベルダオブ島を中心にコミュニティベースでの観光開発に着目して、集落ごとに地元の観光資源開発を進めていった流れを示し、その時日本の沖縄・八重山諸島での経験がどのように活かされているかについて述べていく。最後にこうしたコミュニティベースの観光開発が、パラオの住民に与えている影響について、新たな観光資源を発見するにとどまらず、それまで見過ごされてきた地域の良さを見直し、地域アイデンティティを確立していくことにつながっていくことに成功していきっていることを示していく。

2 パラオにおける観光開発の経緯

(1) パラオの概要と観光開発の歴史

パラオ共和国は、日本の南、ミクロネシア地域に大小 200 個の島からなる小島嶼国である(図参照)。観光地としてのパラオの魅力を考えた場合、まず豊かな観光資源としれを利用した多様な観光プランが実践できる点が挙げられる。世界でも有数のダイビングスポットを抱える「マリンスポーツのメッカ」であることは言うまでもなく、豊かな自然やジュゴンなどの希少な海洋生物が生息し、それらと触れ合える「生物多様性」を学べるエコツアー、また第二次世界大戦の遺構を訪れる戦跡ツアーなど、様々な年代や関心を持った観光客を満足させることができる、ユニークなアクティビティを提供できるという特徴を有している。

このような様々な観光資源の存在している点も重要であるが、他の太平洋島嶼国と大きく違う点は、その観光客マーケット先としてアジア諸国に目を向けている点である。他の島嶼国の場合、観光客が主として豪州やニュージーランド、または米国で多数を占めているのに対し、パラオは主としてアジア諸国を主要マーケットとしている。とりわけ、日本に向けられた視線は極めて強い。もともとパラオに進出した日本人ダイバーによる観光開発をきっかけに観光地化を進めたという歴史的経緯もあるが、日本から直行便でわずか 5 時間(加えて時差がない)という点を利用し、日本からのチャーター便を開設、観光客を増加させていった。2000 年代中盤までは、年間 8 万人の観光客を維持してきたが、2010 年にデルタ航空による成田・コロール間の直行便を開設してから観光客が急増、年間 10 万人を越えるまでになった。当時の観光客の割合は、日本から 3~4 万人、台湾と韓国から各 3 万人であった。

2013 年に中国からのチャーター便による直行便が開設されると、中国本土からの観光客が急増し、2015 年にはその割合が全観光客の半数に至るまでになった、その後、観光と環境の両立に取り組むレメンゲサウ大統領が環境に負荷をかけることを懸念し、中国からのチャーター直

行便を制限する政策に転換した。その結果、観光客が急激に減少し、現地の観光関係者に大きな影響を与えた（黒崎 2020）。



図 パラオの地図（（須藤・倉田編 2003）の地図を筆者が加筆して作成）

（２）1980～2000 年代におけるパラオの観光政策の特色と課題

パラオの観光開発の特徴として、開発を開始した当初から小規模グループによるダイビング客が中心であったこともあり、1980 年代に東南アジア諸国等で指摘された団体客による過度なマスツーリズムの時期を経験してこなかったことが挙げられる。またパラオの観光戦略の司

令塔的な存在である政府観光局（PVA）と、ホテルやツアー会社を中心とした民間観光協会（BTA）は、ともにマスツーリズムによる大型観光開発に否定的であった。彼らは観光と環境の両立を重視し、パラオの規模に即した「成熟したリゾート開発」を目指す政策を実施、さらに地元の短期大学観光学部と民間観光協会が協力して、観光業の担い手となる地元の若者を雇用・教育する場を提供してきた（Palau Visitors Authority 1997）。

この点は他の太平洋島嶼国の観光開発の事例を比較した場合、極めて大きな違いが見られる。他の島嶼国では中央政府が政策を立案するものの、十分な地元の観光民間企業が育成できておらず、結果として「計画倒れ」となっている事例が散見される。それに対して、パラオは観光開発を民間観光協会が主導的に進めてきたこともあり、政府が進める政策面にも現実的な視点を持って意見を言うため、官民連携した観光産業の向上・育成が進んでいる。この点からも、パラオは「太平洋島嶼国における数少ない観光開発の成功事例」と言えるものとなっている。

官民を挙げて観光開発を進めてきたパラオであるが、開発を進めていく中でいくつかの課題も抱えている¹。その最大の課題は、国内における南北間の経済格差である。すなわち、経済開発が著しく進み、むしろ環境との両立のために開発に制限をかけたいと考えている南部地域と、アジアから新規の観光客を受け入れて急速に観光開発を進めたいと考えている北部地域との間の格差である。

一方、観光面における南北格差が表面化していったのは中国からのチャーター直行便の停止が行われた時である。その影響を受けたのは、パラオ北部のバベルダオブ島で観光開発を進めていた地域であった。もともとパラオの観光開発は南部のコロール州を中心とした地域で、マリンスポーツや慰霊巡拝などの活動に伴う観光が中心であった。ホテルなどの多くの観光施設はこのコロールに集中し、観光客のほとんどがパラオ南部に滞在する形となってきた。それに比べて、バベルダオブ島を中心とした北部地域は、熱帯雨林のジャングル地帯が広がっていたため、観光をはじめとした経済開発は著しく遅れた。開発を実施しようと試みた場合にも、バベルダオブ島にはいくつかの州が分立し、その州ごとに土地借地料が異なり、また各州を訪れるごとに訪問費用がかかるなど負担も多くなり、大規模資本を誘致するのが困難にさせていた。

パラオ政府もこの南北格差を埋めるために様々な政策を進めてきた。とりわけ 2006 年に実施した南部コロールから北部マルキョクへの首都移転は、南部に偏りすぎていたパラオの経済開発を北部に誘導するために重要な姿勢を示すものでもあった。マルキョクの高台に米国のホワイトハウスをイメージさせる政府庁舎を建設し、コロールからマルキョクを含めバベルダオブ島を循環する米国支援による「コンパクト道路」を開通させた。しかしながら、現在でも観光地としての魅力となる資源は南部地域に偏っていることもあり、首都移転後も観光客を北部地域にもたらしまでには至っていない。このような進まない北部地域の開発に対して、住民もパラオ政府に不満を示した。南部を政治基盤に政権を運営してきたレメンゲサウ政権に対して北部代表の国会議員が観光開発に不十分であるとして批判を唱えた。レメンゲサウ大統領も南部地域に偏りすぎる観光客を国内全体に分散させることの重要性を示唆し、観光開発の重点を南部から北部へ転換させた²。

政府による北部地域の観光開発を進める意識は、北部住民にも意識改革につながっていく。

とりわけ、従来は観光客がほとんど訪問しなかったバベルダオブ西部および北部地域では、住民たちは自分たちの集落に観光客を呼び込むため、新たな観光資源を開発する必要があると認識し、外国資本による大規模な観光開発とは異なり、コミュニティベースで地域に埋もれた観光資源を自ら発掘していく開発を進めていく。その住民の意識を支援していくことの大きく貢献したのが、笹川平和財団によるコミュニティベースの観光開発を意識づける研修であった。

3 パラオのコミュニティベースの観光開発の取組

(1) コミュニティベースの観光開発とは

コミュニティベースの観光開発とは、観光開発において地元の住民が主体的に観光開発をめぐる戦略や将来像などのデザインを具体的に描き出し、外部の観光市場とコンタクトを取って観光資源やパッケージツアーなどの商品を作り出し、また実際の観光ツアーにおいても観光ガイドや観光客に提供される食事や宿泊施設などを全て地元側住民が関与し、観光事業による収益を地域に還元する仕組みを作っていくことである(Milne 1992; 2005)。

この観光モデルは、従来の大規模リゾート開発とは全く異なることは明らかである。他方で、フィジーや他の太平洋島嶼国でみられるようなエコツーリズムなどと言われる小規模観光とも完全に一致していない。両者は外国資本による大規模な開発を求めるわけではないという点では共通しており、また途上国の中でもエコツーリズムの伝統が比較的進んでいるアジアやアフリカなどの国々では両者は同一視して見られることも多い。しかしその観光事業の主体や観光戦略デザインを担う人物の点で異なっており、太平洋諸島の国々、特にパラオでは両者はかなり明確に異なっている。すなわち、島嶼国で広くみられるエコツーリズムなどの小規模観光開発の場合、その担い手の多くは、キリスト教の教会関係や環境保護などの NPO 団体の一員として現地に住んでいる欧米系住民である(橋本・佐藤編 2003)。地元住民は、こうしたプロデューサーとなる欧米系住民の意見に基づき、環境保全や伝統文化の保護などの下で、与えられたプログラムの中で働く労働者として位置づけられている場合が多い。観光ガイドをする場合もプロデューサーが用意したシナリオを暗記し、そこに描かれた環境保護などのメッセージをいかにも現地の住民たちの意見として語らせるための道具として利用している。また伝統的な文化を守ることを目的に、伝統芸能を観光客たちに披露する場合も、外部の観光業者との折衝をプロデューサーが行うため、観光客に時間や交通アクセスに留意したプログラムに作り直されてしまうケースが多い。その結果、住民たちは、自分たちは欧米人プロデューサーによって作られた観光プログラムの演じ手、場合によってはプロデューサーに雇われた労働者として認識している。地元住民にとっては、自らが主体的に観光開発に関わっていないという点でいうと、外国資本による大規模リゾート開発と変わらないのである(Yacoumis 1990; Douglas 1996)。

一方、コミュニティベースの観光開発の場合は、自らの地域の開発プランをそこに住む住民たちに委ねることが大きく異なってくる。彼らは地域の観光開発を行う上で、その観光プラン作りから主体的に関与していく。他の地域で行われている観光開発事例を学びながら、自分たちの地域に埋もれている観光資源を見つけ出し、それを観光客にどのように提供するかなど観

光プランのデザインまで行っていく。もちろん、海外マーケットの相場などを分析する上で、アドバイザーとして外国人をはじめとした外部者の協力を求めることは排除しないが、金額設定から具体的なパッケージツアーのスケジュールまで、地元に戻元される利益に相応するものを作り上げていくことから、住民たちも自分たちが主体的に関与しているという意識を生み出している。

（２）コミュニティベースの観光開発が生み出された背景

パラオにおける観光の中心はダイビングを主体としたマリンスポーツを楽しむ訪問者をターゲットとして進められてきた。ただし 2000 年代に入り観光市場のターゲットを、ダイビングへの関心が中心の若者層から、比較的高額のホテル料金などでも支払うことができ、様々なアクティビティに関心を示すハイエンドの観光客層に変更していった。しかしながら、従来の観光事業者がマリンスポーツによる観光開発に従事してきたため、こうしたハイエンドの観光客が求めるニーズを適切につかめた状況にあったとは言えなかった。こうしたパラオにおける観光の転換点の中で注目されたのが、コミュニティベースの観光開発であった。

コミュニティベースの観光開発に関心が高まった背景には、2010 年代に入ってからのパベルダオブ島で急激に進んだ外部資本による無秩序なホテル建設とそれに伴う自然破壊がある。2010 年に成田・コロール間でのデルタ航空の直行便および南部地域の世界遺産登録によりパラオの観光地としての知名度は急激に拡大していく。とりわけ 2013 年以降中国からの直行チャーター便の開設により観光客が急激に伸長した。その反面、観光客の増加は地域の環境に負荷を欠けることになり、廃棄物問題などが明るみになると、南部地域を中心に環境と観光のバランスを図るという姿勢が高まっていく。

レメンゲサウ大統領は南部地域の観光開発を抑制するため新たな大規模リゾート開発の着工を認可しないようにし、また観光客に対して環境保護の視点からグリーンフィーと呼ばれる出国税を課すことを決めた（Micronesia Challenge Steering Committee 2011）。一方で、政治的な配慮もあり、北部地域の開発に対しては大きな制限を与えなかったため、北部のパベルダオブ島では中国人をはじめとしたディベロッパーがホテル開発のための土地の貸借権を購入する動きが活発化し、新たなホテルが林立していく。北部地域の住民たちも、大規模リゾート開発に成功した南部地域に対して羨望の念もあり、当初こうしたホテル建設を好意的に捉えていた。しかしながら、2015 年ころからレメンゲサウ大統領が中国からの直行チャーター便の乗り入れを制限し、中国政府もパラオへの訪問入国を制限する対抗策を取ったため、中国本土からの訪問者数が激減、多くのホテルは廃業もしくは建設途中で放置という事態を迎えた。この結果、北部地域は無秩序な開発に伴う自然環境の悪化を招くという形になり、住民たちは大規模なリゾート開発に対する幻滅を持つようになった。

この動きに対して、新たな形での観光開発を進めることを支援するために協力を実施したのが日本の笹川平和財団である。同財団はアジア最大の NGO 組織であるが、太平洋諸島に対しても 1980 年代より積極的に支援を実施してきた。とりわけパラオを含むミクロネシア地域に対しては、海上保安のための船舶提供などを中心に継続的に支援を行ってきた。こうした中で、

2010年代に入り、世界各地でプレゼンスを高めていた中国に対して、太平洋諸島が大国間の草刈り場になることを懸念し、パラオ経済・社会の持続的発展に還元できるようなプロジェクト作りを計画していた。

とりわけ同財団が注目したのは、2011年ごろから日本からの観光客が急激に拡大していた観光業へのテコ入れである。当初現地にスタッフを派遣し、観光業を促進するための施策についてパラオ政府と調整したり、日本国内の太平洋島嶼地域の専門家や国際機関と協議をしながら、具体的な協力プランを作成していた。その中で、現地の住民への聞き取り調査において、大規模なリゾート開発の失敗についての声が上がると同時に、自分たちが主体的に観光開発を行うための調査や研修を行うことを望むことが多く聞かれた。こうした中で、笹川平和財団は、2015年より地元住民が主体的に観光開発に取り組む事例を研修するプロジェクトを作成し、3年にわたる事業を実施した（日本財団 2015）。

最初の一年はバベルダオブ島北部の州の中で、観光事業に主体的に臨む意欲の強い地域を選出し、日本国内でコミュニティベースの観光開発を行っている沖縄・八重山諸島や和歌山県・熊野地域を訪問し、地元住民からコミュニティベースの観光開発の在り方について指導を受けた。その後、日本国内の観光学の研究者や国際機関からの指導を受けて、自分たちの地域の埋もれた観光資源を見つけ出し、それを含めた具体的な観光パッケージツアーを作成、2017年度からは現地の観光業者や日本の観光旅行会社を通じて販売までつなげていった。

各パッケージツアーの作成に当たっては、地域の自然を知るための動植物に関する暦の作成や、自分たちの地域に残る伝統文化や遺跡のいわれに精通する郷土家や年長者から聞き出すインタビューを実施し、それらを集約しながら、その地域にしかない独自の観光資源を活かした複数のツアーを作り出していった。そして、ツアーを造成する場合にも、ガイドや宿泊先の従事者を地域の若者が担うなど、住民ができる限り多く参加できるプランを作った。またそのために過度に値段を抑えるのではなく、地域住民に還元できるに相応しいツアーの価格設定でなされた。

（3）コミュニティベースの観光開発事例としての八重山諸島・西表島

このコミュニティベースの観光開発事業を進める上でパラオ人にとって大きな影響を与えたのが、沖縄・八重山諸島での観光開発研修であった。パラオから参加した研修員は八重山諸島の西表島、和歌山県熊野地方及び三重県・伊勢志摩地方を訪問し、現地でコミュニティベースの観光開発を行っている同年代の若者の家でホームステイをしながら、コミュニティベースでの観光開発の在り方について学んだ。中でも多くのパラオ人が自分たちの地域に活かせる事例を多く学んだ先として八重山諸島・西表島での研修をあげている。

西表島は、八重山諸島の中でも珍しい自然を活かしたエコツーリズムを推進している地域として知られている（安溪 2007; 2017）。年間観光客数は約40万人であるが、その多くが地域の人々によって紹介される自然や文化を学ぶことに魅力を感じ、リピーターとなった訪問者である。確かに同じ沖縄県の中でも、沖縄本島や石垣島など東京からの直行便もあり、交通アクセスが便利なところと比較して、西表島は決して有利な状況にあるとは言えない。また歴史的

に見た時に西表島は他の島々と比較して、後から移住してきた人々によって形成された集落がほとんどであり、民俗学的に貴重な伝統文化などを見出すことは困難である(喜舎場永珣 1977 ; 星 1981)。その意味で言えば、東南アジアなどの南国リゾートと比較して、交通の便や豊かな文化という視点で後塵を拝す太平洋諸島の島々と共通する部分も多い。

そうした中で、パラオの研修生たちが西表島の観光開発から学んだとして評価したのは、コミュニティの住民が主体的に観光開発の参画していることであった。研修生からの意見として「西表島のマングローブ林の魅力を引き出すために、様々な海上ルートを自ら探索し、もっとも美しい景観を目にできるポイントを提供してくれた姿は感動した」あるいは「イリオモテヤマネコには会えなかったが、遭遇する可能性が高いポイントを巡り、そこで現れた時の話を臨場感に溢れて語る姿が観光客にとっては一番魅力的であった」などというものが挙げられていた³。こうした意見は確かに西表島の珍しい動植物の存在を前提にしているものの、その自然をいかに魅力的に提供するか、あるいはたとえそれらを目にすることができないにしても、語りを使って訪問した観光客をひきつけられるかということを示している。このように多くのパラオ人研修生たちが指摘したのは、埋もれた観光資源をいかに魅力的なものとして観光客に提供できるかは、それを引き出す観光ガイドや観光従事者の力量であり、そこにこそコミュニティベースの観光開発を成功させるポイントがあると語った。

西表島もここまで順調にコミュニティベースの観光開発が進んでわけではない。むしろ上述の通り、当初は他の島と比較して日本国内の観光市場からのアクセスが悪いことから苦戦を強いられてきた。ただし、西表島のこの事業のリーダーによれば、「この不便さを否定的に捉えるのではなく、むしろ不便であることを逆手にとり、不便だからこそ本物の自然が開発されずに残っており、またこの不便な場所にも関わらず滞在しているからこそ、その住民は本当の自然を知っているのだという考えを引き出した」と語ってくれた。不利な条件を地元住民の努力で新たな魅力に転換させたということに、パラオからの研修生たちも自分たちの地域に利用できるヒントを見出したのである。

(4) 研修経験を利用した観光開発実践の成果とその影響

日本での研修を終えて、自分の故郷の村に戻った研修生たちは、研修で学んだことをもとにすぐにパッケージツアーに含めるべき観光資源やスケジュールを作り上げていった。その際、研修に参加した若者のみならず、彼らが声をかけた住民たちとの間でグループを結成し、各メンバーが得意とする分野のアイデアを出し合うなど、研修で学んだ住民が主体的に参加する観光開発を実践することになった。またツアーを実施する上でもできるだけ多くの住民が関与できるように、地元の小中学生の参加を促すために教育機関に協力を求めたり、婦人会や老人会のリーダーたちとの会合を行うなど、研修に参加したメンバーたちは地域住民を巻き込むというコミュニティベースの本意にかなう実践を行った。

各地域から提示されたパッケージツアーは自然や文化などのカテゴリーごとに 1~5 個ずつ造成され、パラオや日本の旅行業者に提示された。地元の住民の多く参加させることを踏まえたため、その結果日本の旅行業者が設定するパッケージツアーと比較して 5 割ほど高い金額に

なった。しかし、その金額にもかかわらず実際に販売すると、当初は一つでもツアーが実施できればと考えていたものが、最初から複数の州でツアーが催行された。とりわけパラオを何度も訪れるヘビーユーザーにとっては、ある程度の金額のオプションツアーは想定内であったということはあるが、日本や現地で準備されているツアーはすでに参加済みで、新たなツアーを求めているということもある。とりわけ、現地のパラオ人と触れ合えるという点を評価したという意見が大半であった。

こうした観光業という地元への経済的貢献という部分のみならず、多くの研修生から評価されたこととして、この観光開発を通じて自分の地域に対する愛着度が増したという点であった。ある研修生は次のように述べている。

「自分は、これまでコロールやペリリューなど多くの観光客が訪れ、大きなホテルが建設された南部地域がうらやましく思い、自分たちが住むバベルダオブ島は開発が進まない遅れた地域だと自分で卑下していた。だから高校を卒業したら、コロールに行き故郷には戻らないと考えていた。この観光開発の研修を通じて、西表島や熊野の人々が自分たちの村について、いろいろなことを知り、それを魅力的に語っていた。その姿を目にしたとき、自分は故郷をこれほど愛していたのだろうかと反省した。大切なのは、外からお金やホテルを持ってくることではなく、自分がいかに故郷の魅力を理解し、それを訪れた人々に伝えられるかなのだろう。」

このコメントから明らかなのは、このコミュニティベースの観光開発研修への参加を通じて、パラオ人研修生たちは、観光開発は経済的な側面を発見したのではなく、むしろ改めて自分の故郷に対する思い、地域に対するアイデンティティを再確認することだったにであろう。

4 考察

（１）パラオの外部資本による観光開発の特徴と問題点

パラオではこれまで日本から来たダイビング関係者との関係をつてに、日本の航空会社やホテルを中心とした不動産業者と結びついて、日本市場をターゲットとして観光開発を展開してきた。そのことは、日本市場に留まらず同じような観光客志向の傾向を示していた台湾や韓国などの観光市場においても市場開発に成功してきた。その結果、アジア市場で順調に観光産業を拡大させ、ミクロネシア地域における成功した観光立国という地位を確立するに至った（国際協力機構社会基盤・平和構築部編 2015）。

パラオは日本を中心とした外国からの大型資本による観光開発で発展してきた国と位置付けられてきた。しかしながら、ただ外部からやってくる大型資本の要求に従うという形をとってきたわけではない。国内の政府観光局と民間観光協会、及び商工会議所で形成された観光産業のネットワーク体制が政策と実務の面で協力をしあいながら、観光開発に向けた将来像を明確に示し、外部による無秩序な開発に対しては反対する姿勢を示してきた。太平洋諸島の特徴でもある複雑な土地所有制度が背景にあるため大規模な外部資本側も「観光産業のネットワーク」

の協力に頼らざるを得なかったため、パラオ側が観光開発計画において一定の関与をすることができた。このように大規模な外部資本による開発に対してパラオ側が関与を求める姿勢を見せたのは、近隣地域における大規模な外部資本による観光開発による成功と失敗の歴史を目の当たりにしてきたことがあった。すなわち、「サイパンの悲劇」と呼ばれる 1980 年代以降のサイパンの観光産業の動向であった。

観光産業における「サイパンの悲劇」とは、1980 年代に顕著になった過度な外部資本による観光開発の結果生じた、観光業における現地サイパン人の空洞化である。1980 年代以降、サイパンは日本市場を対象地した観光プロモーションを展開した。サイパン政府や観光事業者は、日本や米国の大規模資本を誘致してホテル建設を進め、また日本航空を中心に直行便の増便を進めていった。この結果 1990 年代には日本から 40 万人を越える観光客がサイパンを含めた北マリアナ諸島を訪れ、メディアを通じて「日本から最も近い海外リゾート地」という地位を獲得していった。しかしながら、増加する観光客の要望に応えるために、過剰なまでの大型ホテルの建設が進み、1990 年代半ばにはホテルは供給過剰の状況となっていた。多くのホテルでは過度なダンピングが行われていった。また米国の高い最低賃金に従わざるを得ない地元の住民に代えて、フィリピンや中国からの労働者を連れてきて観光産業に動員していく。こうしたことが、コストカットに伴うサービスの質的低下が指摘されるようになり、日本の観光関係者や訪問者の間で悪評として広まっていく。さらに日米の航空各社がチャーター便の増発を行った結果、航空会社側も採算がとれないと考え、2000 年代初めにはそれまでサイパン観光を牽引してきた日本航空が撤退する。こうしたことが相まって、海外からの新たな資本の導入が控えられ、2000 年代後半には日本からの観光客はピーク時の半分以上にまで激減していった。

「サイパンの悲劇」を生んだ要因は、外国資本に依存するあまり現地サイパン人が観光開発の方針や事業展開に関与しなくなったこと、適切な観光客数の目標をもたなかったこと、過度な外国資本による無秩序な観光開発を認めてきたことなどが複合的に重なったことにある。パラオは、サイパン型観光開発を反面教師として、あくまで地元主導による計画的な観光開発を進めようと考え、パラオ型の「観光産業のネットワーク」を作り上げていったのである。この「ネットワーク」は少なくともパラオ南部地域の観光開発においては日本や米国からの外部資本による無秩序な開発を抑制し、レメンゲサウ大統領が進めた「観光と環境の両立した開発」を進展させることには成功した（黒崎 2014）。

ただし、2010 年代に入り中国を中心とした新たな強力な外部資本が入ってくると、この「ネットワーク」が必ずしも有効に機能しなくなっていく。もちろん大量な現金ベースで土地所有者と直接交渉をする中国の投資家たちの行動もあるが、パラオ国内側の南北地域における観光開発および経済の格差が大きな原因である。「ネットワーク」の中心メンバーは南部コロールを中心とした政府関係者や民間企業であったため、北部地域の伝統的な集落で暮らす住民たちの視点は考慮されていなかった。2010 年代以降中国系企業が大型ホテルを乱立させていく背景には、南部地域に偏りすぎた観光産業に対する北部地域の批判的な姿勢の表れとしてみることもできるだろう。もっとも、そのことが北部地域の無秩序な観光開発にもつながってしまい、北部地域の住民も地元の自然や伝統が失われていく姿を直面することになった。北部地域の住

民は短期間に観光の光と影を両方経験することになったことで、コミュニティベースでの地元住民が主導で開発をする志向を進めていったのも、大規模な外国資本に対する不信から来たものだったのである。

（２）日本からの観光開発支援に対するパラオ人の信頼性

1980～2000年代のパラオ南部での外資による大型観光開発においても、2010年代以降の北部地域でのコミュニティベースでの観光開発においても、外部者として大きな役割を果たしたのが日本であった。前者では、世界的にもユニークな海洋世界をもとに、日本から来たダイビング関係者が地元の住民と協力し、日本の観光市場にプロモーションを進めていき、アジア市場編と拡大していった。「観光産業のネットワーク」の主要メンバーの中にも、日本から来た観光業者や日系パラオ人も多く含まれている。また2010年代に入ってから進展していったコミュニティベースの観光開発においても、その進展に全面的に協力したのは日本のNGOである笹川平和財団である。コミュニティベースの観光産業を進めている北部地域の住民たちも、このプログラムに参加したのも日本のNGOの協力であったことが理由であると話してくれた。

このようにパラオでの観光開発において外部者である日本からの協力が大きな役割を果たした理由として、アジア市場に近いというパラオのおかれた地理的な側面は確かに無視できない。ただし、関係者への聞き取り調査の分析からみたとき、無視できない側面として第二次世界大戦以前の南洋庁時代における日本のパラオでの経済開発との関係である。

第1次世界大戦期にドイツの植民地であったパラオを含めたミクロネシア地域を占領し、1920年代以降国際連盟の委任統治領としてこの地域を「南洋群島」として施政下に置いた日本は、日本本土から同地域の経済開発を進めるため移民を送り出していく（遠藤 2002；等松 2011）。とりわけ南洋庁の首府であるコロールを有し、北部にミクロネシア地域ではグアム島に次ぐ広大な土地を有するバベルダオブ島があることから、パラオには多くの移民が進出していった。この時特徴的だったのは、日本人移民によって開かれた「大和村」や「清水村」と呼ばれる移民村はバベルダオブ島の内陸部のジャングル地帯に位置から開墾されて場所ばかりであったことだ（寺尾 2017）。

バベルダオブ島にあったパラオ人による伝統的な集落は、漁業を生業としていたこともあり、海岸沿いに作られていた。新たに進出してきた日本からの移民は、パラオ人が住む海岸沿いに進出することは避け、ジャングルが広がりパラオ人がほとんど開発していなかった地域を開発していった。ボーキサイト工場やパイナップル農園を作っていくと同時に、バベルダオブ島とコロールとを結ぶ道路を自ら建設した（須藤・倉田編 2003）。英国やフランスの植民地では、現地の住民の生活圏にヨーロッパからの移民者が入植し、現地の土地や資源を収奪していったのとは対照的に、パラオ人の生活圏を奪うことは極力避け、むしろ新たな産業や道路などのインフラ開発を進めていったことは、パラオにおける日本の進出に良い印象を与えることにつながった。現地でのインタビューにおいても、米国による戦後の開発の不十分さと比較する形で、日本時代の開発を評価する声が多く聞かれた。

戦後のダイビングを中心とした南部地域の大規模リゾート開発においても、日本からの資本

であるということが無関係ではないようだ。第2次世界大戦後のパラオの政治経済を牽引してきたリーダーたちの多くは、日系人をはじめとした日本時代に教育を受けた人物が多い。彼らは流暢な日本語を話すこともあるが、日本のビジネス慣習も理解するとともに、第二次世界大戦前の日本からの移民による経済開発の成功した姿を理解しているので、日本からの外部資本の進出には便宜を図ってきた事例が多く確認できた。これは第二次世界大戦後、国際連合の信託統治領としてミクロネシア地域を施政下に置いた米国でありながら、同国からの資本による開発があまり進展しなかったこととは対照的である。

このことを単純にパラオ人が日本による委任統治領時代を好意的に捉え、日本による支配を正当化していると捉えているわけではない。むしろパラオ人リーダーたちは、過去の植民地支配の状況を感情面でもとらえるのではなく、経済開発の度合いなどをもとに冷静に分析し、どの外部勢力と協力することがパラオの経済開発にとって有利であるかを判断していると見るのが適切だろう。戦後の信託統治領時代のミクロネシア議会において、サイパン人がパラオ人のことを「太平洋のユダヤ人」と称したことは知られているが、ここにも外交を含めて巧みな交渉を行っているパラオ人の姿を垣間見ることができるのではないと思われる。

（3）コミュニティベースの観光開発から地域アイデンティティの創造へ

パラオでのコミュニティベースの観光開発は、日本の八重山諸島や熊野地方でのコミュニティベースでの観光開発を進めている地域の成功事例に学び、北部バベルダオブ島住民が自ら自分たちの地域に埋もれている観光資源を見出して、外部の人々に新たな観光地としてその魅力を提供していくことを進展させていくことになった。自分たちが観光ガイドとなり、集落に住む住民が地元の食事や伝統的な芸能などを披露することで、地元で現金収入をもたらすことにつながったことは、現地の住民が自発的に観光開発をデザインして言ったという点とも相まって、住民の満足度も高いものになっている。これは従来他の太平洋島嶼国で行われていたエコツーリズムなどの小規模観光が、そのデザインを外部から来た人々により行われ、地元の住民はその観光デザインにほとんど関与できなかったこととは一線を画している。パラオ人自らが主体的に観光資源とは何か、外部からくる訪問者が何を望み、どのように振舞うことが観光客を呼び込むことに成功するのか自ら考えて進めていくことにこそ、現地の住民も自らの産業という意識を認識することになる。そして、成功事例をもとに、若い世代が自ら国際的な観光産業の市場を調査分析しようという姿勢を促し、更なる新たな地元の観光資源の開発を進める意識を生み出すという好循環へとつながった。

このことは、単に経済面へのメリットに留まらない。今回自らのコミュニティベースの観光開発を進めるにおいて、日本の成功事例を垂らした地域からパラオの住民に示された重要な視点は、自分の住む地域の魅力をもう一度意識的に見つめ直し、発見するということである。その時に重要となってくるのは、自分たちにとっては当たり前と思えることが、外部者にとっては新鮮で、場合によっては観光資源として大いなる魅力となるということであった。バベルダオブ島の住民、とりわけ今回笹川平和財団の研修に参加した若者たちは、自分たちが住む地域は、米国や日本をもちろん、南部のコロールと比べても開発が進まない劣って地域という意識

を持ってきた。そのため、自分たちの地域を発展させるためには、海外からの強力な外国資本が導入されることが大切であると考えていた。

しかしながら、今回研修で訪れた日本の八重山諸島や熊野地方も、東京などの首都と対比する中で、日本の中で地方と位置付けられる決して発展した地域ではないことを知った。その中でも、豊かな自然や独自の文化を再発見し、それをいかに外部に魅力として提供できるかによって、外部からのリピーターを含む訪問者を呼び込むことができることを認識できたのである。研修に参加した者たちの中には、「何もないということが日本や米国などの先進国の人々にとって魅力になるとは考えたこともなかった」というように、観光資源は実は意図してないところに隠れているということを学ぶ機会となったと述べている。

自らのコミュニティの中にある隠れた魅力を観光資源と再認識し、それは他者に提供するということは、経済開発という面のみに留まらない。研修に参加して、コミュニティベースの観光開発を進めるパラオの若者たちにとって、もっとも大きな変化を示したのは自らの地域に対する愛着心、地域アイデンティティの創出であった。上述の通りバベルダオブ島の若者たちは、自らの地域は発展から取り残された地域として、南部地域で大規模リゾート開発が進み、観光産業が発展することをうらやましく感じていた。同時に、自分たちも同じような発展を求めて外国資本の誘致を進め無秩序な開発を進めていって、かえって豊かな自然を失い、観光客にマイナスの印象を与えることになった。しかしながら、こうした姿勢は自分たちの地域を外国資本という外部者に切り売りすることに過ぎなかった。南部地域が大規模リゾート開発で発展していく姿を追いかけるのではなく、残された豊かな自然や文化を活かした観光開発を行うことは、地域の経済発展につながると同時に、自分たちの地域の良さを再認識し、自分たちが主体的に自分たちの地域の将来像などの地域デザインを考えることにつながるのである。

パラオがこのことを気づき始めたばかりであるが、実は日本の多くの地域でも同じ問題を抱えている。東京一極集中が進む理由として、日本中が 1970 年代の「均衡ある発展」の下で、同じような形や機能の建物が建設され、東京の価値観が流入される無秩序な発展の思想が地方に入り込んでいく中で、若者を中心に自らの地域を見つめ直す機会が失われ、かえって地方であるということから生まれる東京などの中心への憧れと、地方を蔑視する考えを生み出していた。こうしたことが 2000 年代以降急激に拡大されていく東京への過密化と地方における限界集落に代表されるような過疎化という現象を生んでいった。

八重山諸島などはそのことの問題にいち早く気づき、地元に残り生活する住民たちが、自らの地域の将来像を自分たちで自発的にデザインしていった。その中で、東京などからの観光客を呼び込むために、外部資本によるリゾート施設の建設などの他の地域と同じような開発を行っても、ビジネスとして差別化はできない。すなわちコモディティ化された観光資源を生み出したに過ぎないのだ。むしろ東京からのアクセスが不便な分、経済的なメリットも得られない。むしろ、八重山諸島にしかない自然や文化を活かして、それをアピールすることで、「ここにしかない観光資源」を売りにしてリピーターとなる観光客を生み出すことに成功している。そして、そのことが地元の住民たちに地域のことを知ろうとする意識をより高めることにつながって、結果地域に対する愛着心を高めていくことになったのである。このことは決してパラオを

はじめとした太平洋諸島の国々に教えるということではなく、日本の多くの地域の住民たちも学んでいくべき姿勢ではないだろうか⁴。

5 結語に代えて

本稿では、パラオの観光業の発展の歴史を振り返る中で、1980年代以降の大規模リゾート開発が中心であった時期から、現在進んでいるコミュニティベースでの観光開発に至るまでの中で、パラオ人がどのような姿勢で観光産業の発展を考えてきたのかを示したものである。その中で、パラオにとって観光業の重要なマーケットでもある日本とのかかわりに触れ、当初はダイビングを中心に不動産業や観光業などの大規模資本と提携しての開発が中心であった時期と、日本の NGO である笹川平和財団の協力の下で、地域住民が自分の地域の魅力を再発見して、地域が主体となって観光資源を提供しながら、観光開発と同時に地域に対するアイデンティティを再構築している現在について示してきた。

パラオ南部の大規模リゾート開発と北部のコミュニティベースの開発は、一見すると相反する動きであると考えられることもできる。しかし、そこには第1次世界大戦以降、委任統治領時代からパラオの開発に関わってきた日本との関係を重視しているパラオの姿勢が見られる点で共通している。すなわち、現地での植民地支配下において地元民からの土地や資源を収奪してきた他の島嶼国地域の開発とは異なり、むしろ新たな土地を開墾し、現地の社会インフラを整備することで、パラオ社会の発展にも寄与していたことが、その後のパラオの観光開発において日本が関与するときに現地で好意的に受け入れられたことを示している。

こうした日・パラオ関係を見た時、2020年は大きなターニングポイントとなる出来事があった。同年11月に実施された大統領選挙である。これまで途中4年間の空白時期はあるものの20年間にわたり、パラオ政治を牽引してきたレメンゲサウ大統領が退任し、その後継者を定める選挙となった。結果は前評判が高かったビジネスマンのスランゲル・ウィップス・Jrが大勝した。レメンゲサウ大統領をはじめとした過去の大統領や政治リーダーたちは、日系人や日本時代に教育を受けてきた世代であったため、日本との関係について十分認識したうえで、観光業やODA事業などで協力し、日本を重要なパートナーとして認識してきた。しかし、新大統領はパラオ人であるが母親が米国人であり、また幼いころから米国で教育を受けてきた。また、2020代前半に予定されているパラオと米国との経済開発から安全保障に至るまでの包括的な二国間外交協定である自由連合協定をめぐる改定の交渉が始まることが予想されることから、パラオの政治・経済において米国との関係が強く意識されていくことは間違いない。そうした中、観光客の受け入れの再開にめどが立たない中で、ウィズコロナという新しい時代の中で、日本が果たして引き続きパラオの観光や社会にとって大きな影響を与える存在になるかどうかは不透明であり、今後も注視していく必要があるだろう。

謝辞

本稿は、2009年以降現地を訪問し実施してきたフィールドワークを通じて調査分析を行っ

たものである。論文執筆において協力をいただいたパラオ政府観光局、パラオ観光協会、商工会議所、ならびにバベルダオブ島の住民の方々に対して感謝の意を表したい。また本稿執筆に当たっては、「2020 年度学部等研究教育補助金」の助成を受けた。この場を借りて深く御礼申し上げます。

引用文献

- Britton, S.G. 1981. *Tourism, Dependency and Development: A Mode of Analysis*, Australian National University Occasional Publication, No.23, Canberra: Australian National University.
- Douglas, N. 1996. *They came for savages: 100 years of tourism in Melanesia*, Lismore: Southern Cross University.
- Douglas, N. & Douglas, N. 1996. 'Tourism in the Pacific: historical factors.' in *Tourism in the Pacific: issues and cases*, eds C.M.Hall & S.J. Page, London: International Thomson Business Press, 19-35.
- Farrell, B.H. 1977. *The Social and Economic Impact of Tourism on Pacific Communities*, Santa Cruz: Center for South Pacific Studies, University of California.
- Harrison, D. 2004. "Tourism in Pacific Islands." *The Journal of Pacific Studies*. Volume26, No.1 & 2, 1-28.
- Micronesia Challenge Steering Committee. 2011. *A Report on Progress to Implement Micronesia Challenge*. 2006-2011.
- Milne, S. 1992. 'Tourism and Development in South Pacific microstates', *Annals of Tourism Research*, 19(3): 91-212.
- _____. 2005. *The economic impact of tourism in SPTO member nations*. Suva: South Pacific Tourism Organization.
- Palau Visitors Authority. 1997. *Sustainable Tourism Policies and action Plan*.
- Yacoumis, J. 1990. 'Tourism in the South Pacific: A Significant development potential', *The Courier*, 122, July-August, 81-83.
- 安溪遊地 2007 『西表島の農耕文化—海上の道の発見』法政大学出版局。
- _____ 2017 『廃村続出の時代を生きる —南の島じまからの視点—』南方新社。
- 飯田晶子・武正憲 2015 「パラオ共和国における観光振興と調和した自然保護政策の展開に関する研究」『ランドスケープ研究』(日本造園学会):78-5。
- 石森秀三 2015 「観光立国の光と影—「樂園」が抱える課題」、印東道子編『ミクロネシアを知るための60章 第2版』明石書店: 146-150。

- 遠藤央 2002 『政治空間としてのパラオー島嶼の近代への社会人類学的アプローチ』世界思想社。
- 喜舎場永珣 1977 『八重山民俗誌 上巻民俗篇』沖縄タイムズ。
- 黒崎岳大 2014 『太平洋島嶼国と日本の貿易・投資・観光』太平洋諸島協会。
- 2020 「太平洋諸島における観光業促進の可能性と課題—島嶼国と主要マーケットとの間の観光ビジネスをめぐる認識の違いを中心に—」『東海大学現代教養センター紀要』No.4:41-58。
- 国際協力機構社会基盤・平和構築部編 2015 『プロジェクト研究 「小規模島嶼国における地域振興のあり方」 報告書』国際協力機構社会基盤・平和構築部。
- 白川千尋 2005 『南太平洋における土地・観光・文化—伝統文化は誰のものか』明石書店。
- 須藤健一・倉田洋二編 2003 『パラオ共和国—過去と現在そして 21 世紀へ』おりじん書院。
- 寺尾紗穂 2017 『あのころのパラオをさがして—日本統治下の南洋を生きた人々』集英社。
- 等松春夫 2011 『日本帝国と委任統治—南洋群島をめぐる国際政治 1914-1947』名古屋大学出版会。
- 日本財団 2015 『報告書パラオ共和国におけるエコツーリズム促進と観光振興 予備調査』日本財団。
- 橋本和也・佐藤幸男編 2003 『観光開発と文化：南からの問いかけ』世界思想社。
- 星勲 1981 『西表島の民俗』友古堂。

注

- ¹ その他の問題として、急速な観光客の増加に十分対応できていない社会インフラ整備の遅れである。パラオの社会インフラ整備を主体的に支援してきたのは、独立以降、自由連合協定を締結した米国である。米国との自由連合協定に伴う経済支援が終結する 2023 年を前に、今後十分な社会インフラ支援を受けられるかは不透明であり、米国以外の国からの経済支援は不可欠である。とりわけ、歴史的にも緊密な関係を維持し、最大の観光産業市場の一つである日本への期待は大きい。これまで日本はコロールとバベルダオブ島を結ぶ橋梁が崩壊した時、いち早く改修支援を行うなど、パラオ社会にとって社会インフラ支援など、「目に見えた形での最大支援国」というイメージを作り上げてきた。また民間部門でも双日がパラオ国際空港の運営を請け負うなど、パラオの社会インフラ整備及び運営部門で日本は強く入り込んでいる。
- ² パラオでは、外国から訪問する観光客に対してグリーンフィー（Green Fee）と呼ばれる入国税を課し、その収入を北部地域の開発に利用している（飯田・武 2015）。
- ³ 本稿で述べられた研修に参加したパラオ人のコメントは、筆者が笹川平和財団の研修にアドバイザーとして参加した際に各研修者から聞き出したものである。
- ⁴ 日本でも住民が中心となり地域の埋もれた資源を利用し、地域アイデンティティを作り上げようとする動きが高まっている。その動きは過疎化が進む地方のみならず、東京都内など都市化が進む地域でも行われ、普段交流が少ない住民間のネットワークづくりを図ろうという試みも見られる。近年各地で開催されている「百人カイギ」ネットワークもその一つである。「百人カイギ」を通じた地域デザインを進める動きについてはまた別稿で紹介したい。

MMORPG における社会的相互作用とシャイネスの関連

田島 祥^{*1}・松尾由美^{*2}・寺本水羽^{*3}・祥雲暁代^{*3}・

相田麻里^{*3}・坂元 章^{*4}

Abstract

This paper examines the causal relationship between social interactions in massively multiplayer online role-playing games (MMORPGs) and shyness. Two longitudinal surveys were conducted online. In study 1, a structural equation model analysis revealed that people with higher levels of shyness and related behavioral aspects spend more time playing MMORPGs. Furthermore, increased time playing MMORPGs leads to fewer affective aspects of shyness. In study 2, the results of multiple regression analyses demonstrated that social interactions in MMORPGs were inhibited among shy players. Moreover, social interactions in the game had a positive effect on shyness. Based on these findings, the effectiveness of using MMORPGs to alleviate shyness is discussed.

1 はじめに

ゲームは子どもに人気のあるメディアの代表格である。令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府，2020）によると、回答が得られた 10 歳から 17 歳の青少年 3,194 名のうち、93.2%がインターネットを利用しており、その用途として 78.7%がゲームを挙げている。ゲームは動画視聴（81.5%）に次いで利用されており、インターネット利用の主要な目的であることがわかる。また、ゲーム市場に目を向けても、国内ゲーム市場は 10 年連続で成長しており、オンラインプラットフォーム市場やクラウドゲーム市場を中心に、規模を拡大し続けている（KADOKAWA Game Linkage マーケティング部，2020）。

オンラインで行われるゲームは、一人でプレイする楽しみ方に加えて、他のプレイヤーと競

*1 東海大学現代教養センター *2 江戸川大学メディアコミュニケーション学部

*3 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科 *4 お茶の水女子大学基幹研究院

争したり、協力したり、コミュニケーションをとったりと、多様な楽しみ方ができる。一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が実施した、ゲームを継続的にプレイしている人を対象とした調査（CESA, 2018）によると、10 代男性の 64.3%、10 代女性の 37.3%が「家庭用ゲームで興味のある遊び方」として「他のプレイヤーと対戦すること」を選択し、男性の 47.2%、女性の 28.0%が「他のプレイヤーと協力すること」を選択していた¹。また、男性の 30.5%、女性の 18.7%が「他のプレイヤーと交流すること」を選択していた。特に、10 代後半の男性は 46.6%が興味を示していた。さらに、スマートフォンやタブレット用ゲームの場合には、男性の 23.2%、女性の 22.8%が「他のプレイヤーと交流すること」を選択しており、特に 10 代後半の女性は 31.4%が興味を示していた。このように、ゲーム内で繰り返される他のプレイヤーとの社会的相互作用は、プレイヤーを魅了する大きな要因であるといえる。

オンラインゲームには様々なジャンルがあるが、中でも社会的要素を強く活かしているのが MMORPG（Massively Multiplayer Online Role-Playing Game：多人数同時参加型オンライン・ロールプレイングゲーム）である。MMORPG では、数百人から数千人規模のプレイヤーが同時にひとつのサーバにアクセスし、ゲームの仮想世界の中で、アバターを通じて自らが望んだキャラクターを演じつつ、ミッションを達成したり他のプレイヤーと交流したりすることができる（田島・松尾・瓜生・坂元, 2009）。複数のプレイヤーが集まってパーティーやギルドを組むことができるものも多い。大部分の MMORPG では、プレイヤー間の社会的相互作用を促すために、ゲーム内でコミュニティを形成しなくては目標を達成することがほとんど不可能な方法でデザインされている（Ang, Zaphiris, & Mahmood, 2007）。Bartle（1996）は、プレイヤーのタイプについて、「達成家」「社交家」「探検家」「プレイヤーキラー」の 4 種類の分類法を提案している。「社交家」のように、他のプレイヤーとの社会的相互作用を楽しむタイプもあれば、ゲーム内を探索したり、アイテムを収集したりするプレイを楽しむタイプもある。MMORPG では、いずれのタイプのプレイヤーであっても楽しむことができるようにゲームの世界が展開されている。

ゲームの楽しみ方に関連する要因の 1 つに、プレイヤーのパーソナリティが挙げられる。本研究では、特に社会的状況や対人交流に関わるパーソナリティとして「シャイネス（Shyness）」に焦点を当て、ゲーム内の社会的相互作用との関連を検討することを目的としている。ゲームとシャイネスの関連を検討した研究は非常に少ないが、その中で梅原・坂元・井出・小林（2002）は、中学生を対象とした縦断調査において、テレビゲームとシャイネスとの関連を検討している。この調査では、対象者全体、及び男性において、1 週間のテレビゲーム使用日数が多いほどシャイネスが低下することが示されている。その背景として、中学生では友人同士の話題になるなど、テレビゲームが友人関係における潤滑油の役割を果たしている可能性を指摘している。この研究では、従来のテレビゲームが対象となっており、MMORPG やその中で行われる社会的相互作用については検討されていない。また、ゲーム利用がシャイネスに及ぼす影響は検討されているが、プレイヤーのシャイネスの高さがゲーム利用に及ぼす影響は検討されていない。本研究では、これらの点をふまえ、2 つの縦断調査を通して MMORPG とシャイネスと

の相互の関連を検討する。はじめに研究 1 において、MMORPG のプレイ時間とシャイネスとの関連を検討する。その際、MMORPG 以外のオンラインコミュニケーションが可能なメディアについてもあわせて検討する。続いて研究 2 において、MMORPG における社会的相互作用の具体的な内容に焦点を当て、シャイネスとの関連を検討する。

本研究では、次の 2 つの理論をベースに結果を考察する。1 つは“対人関係や社会的資源が豊かな人はインターネットを利用することでより社会的利益を得る”という rich get richer 仮説 (Kraut et al., 2002) である。インターネット利用の影響を検討した Kraut et al. (2002) によると、外向的な人やソーシャルサポートの多い人はコミュニティへの関与が大きく、家族とのコミュニケーションが増え、well-being が高まり、孤独感が減るといったポジティブな影響を経験していた一方で、内向的な人やソーシャルサポートの少ない人はマイナスの影響を受けていた。シャイネスは後者のタイプに類するパーソナリティと考えることができる。そしてもう 1 つは、“対人関係や社会的資源に乏しい人や、スティグマ化されたアイデンティティを持つ人の方がインターネット利用からの恩恵を受ける”と考える社会的補償仮説 (e.g., McKenna & Bargh, 1998) である。いずれもインターネット利用が及ぼす影響について検討した研究による仮説であるが、パーソナリティとの交互作用の観点において、異なる方向性を持っている。それぞれを支持する研究は多数報告されているものの、一貫した結果は得られていないという現状がある。本研究では、MMORPG での社会的相互作用とシャイネスとの関連について、得られたデータをこの 2 つの理論から考察する。

シャイネスはこれまでに様々な形で定義されてきたが、認知・感情・行動の 3 つの側面からとらえるシャイネスの 3 要素モデル (Cheek & Watson, 1989) を採用する考えが主流となっている。対人場面における特徴的な認知 (公的自己意識の高まり、他者からの否定的評価の予測、自己否定的認知など)、感情 (不安や緊張などの情動の自覚、赤面、動悸、発汗などの身体的兆候を含む)、行動 (行動抑制や回避の行動、望ましくない対人行動、社会的スキルの欠如など) のいずれかひとつでも顕著に認められればそれをシャイネスとみなすという、より包括的な見方が定着しつつあることから (e.g., 相川, 2009; 後藤, 2001; 鈴木・山口・根建, 1997)、本研究においても、この 3 つの側面からシャイネスをとらえていく。

2 研究 1 : MMORPG 等のメディアの利用時間とシャイネス

(1) 目的

2 波縦断調査を行い、MMORPG やその他のオンラインコミュニケーションが可能なメディアの利用時間とシャイネスとの関連を検討する。

(2) 方法

1) 調査対象者と手続き

本研究では、MMORPG プレイヤーからの回答を一定数得る必要があったことから、調査の方法としてインターネット調査を選択した。事前に実施した出現率調査の結果をふまえ、18 歳

から 34 歳までを調査対象とした。はじめに、調査会社が保有する日本在住のモニターにスクリーニング調査を配信した。「最近 1 ヶ月の間 MMORPG をプレイしているか」「今後 1 ヶ月間も継続して MMORPG をプレイする予定はあるか」の 2 問とも「はい」と回答した場合、MMORPG プレイヤーであるとみなされ、本調査に進んだ。1 問でも「いいえ」と回答した場合には非プレイヤーとみなされた。モニターの比率として非プレイヤーの方が圧倒的に多いことが見込まれたため、非プレイヤーの場合は、本調査に進むかスクリーニング調査で終了するかがランダムに割り振られた。非プレイヤーからの回答が 500 名収集された時点で 1 回目調査を終了した。この時点で回答を終えていた MMORPG プレイヤーも含め、593 名が有効回答となった。1 か月後に、これらの回答者に対して 2 回目調査を配信した。調査は、依頼のメールに含まれる URL にアクセスすることで実施された。回答者は調査会社規定のポイントを報酬として受け取った。

2 度の調査に回答したモニターのうち、年齢や性別に矛盾のない 323 名（男性 206 名、女性 117 名）が分析対象となった。分析対象者の 1 回目調査における平均年齢は 25.94 歳（標準偏差 4.97）であった。

2) 調査項目

年齢や性別に加え、次の項目等を尋ねた。2 回の調査では同じ項目を用いた。

①**メディア利用** 6 種類のメディアの 1 日あたりの平均利用時間（分）を数字で回答させた。各メディアについて、次のように説明した。『MMORPG』大規模多人数同時参加型オンライン・ロールプレイングゲームを指している。調査実施時に人気の高かったゲームを具体例として挙げた。『MMORPG 以外のオンラインゲーム』コンピュータネットワーク（インターネット）を利用したゲームのうち、MMORPG 以外のジャンルのゲームを指している。アクションやシューティング、シミュレーション、パズル、カード、スポーツなどが想定されるが、ゲームのジャンルは問わなかった。『E メール』携帯電話やスマートフォン、PC でのメールの送受信を指している。『コメント投稿』他者が管理・運営する掲示板（BBS）やメーリングリスト、blog のコメント欄などへの投稿を指している。『メッセージの発信』他の人とやりとりをするための、自分で管理・運営する Web ページや blog、SNS（Facebook、Twitter など）の利用を指している。『即時コミュニケーションツール』チャット、メッセージャー、LINE など、ある程度即時性のあるコミュニケーション（比較的短い時間間隔でのやりとり）を想定したツールの利用を指している。

②**シャイネス** シャイネスを多面的にとらえるため、2 種類の尺度を用いた。特性シャイネス尺度（相川, 1991）は、シャイネスを「特定の社会的状況を超えて個人内に存在し、社会的不安という情動状態と対人的抑制という行動特徴をもつ症候群」と定義しており、「私はひっこみ思案（じあん）である」「私は人目（ひとめ）に立つようなことは好まない」等の 16 項目で構成された。2 つ目は認知・感情・行動の 3 側面に現れる反応を総合的にとらえることのできる、鈴木他（1997）によるシャイネス尺度（Waseda Shyness Scale. 以下、WSS）を使用した。本尺度では、シャイネスを「対人場面において相手の反応によって自分の反応も変化させていくことが求められる、随伴性の高い場面で生じるもの」とみなし、行動的側面として「消極性」、

感情的側面として「緊張」「過敏さ」、認知的側面として「自信のなさ」「不合理な思考」の5つの下位尺度、計25項目で構成される。これらの2種類の尺度に対し、「まったくあてはまらない」から「よくあてはまる」の5段階で回答させた。分析には合計点を使用した。

(3) 結果

各変数の平均及び標準偏差を表1に示す。

表1 各変数の平均及び標準偏差

	1回目調査		2回目調査	
	平均	SD	平均	SD
MMORPG	13.10	58.40	8.00	34.48
MMORPG 以外のオンラインゲーム	24.18	57.67	21.43	60.11
Eメール	18.86	40.12	17.33	34.56
コメント投稿	5.71	17.13	4.32	12.91
メッセージ発信	23.03	53.96	24.67	61.06
即時コミュニケーションツール	20.35	45.12	14.24	28.63
特性シャイネス	53.00	11.50	53.10	11.00
WSS 消極性	16.84	3.87	16.76	3.91
緊張	16.47	3.67	16.56	3.46
過敏さ	15.15	3.84	15.44	3.60
自信のなさ	15.28	3.88	15.40	3.56
不合理な思考	14.41	3.02	14.48	3.02

1) 分析モデル

各メディア利用とシャイネスの関連を検討するために、双方向の因果関係の可能性を想定した交差遅れ効果モデルを用いた分析を行った。分析モデルを図1に示す。このモデルでは、パスaが有意な正の効果を持つ場合、シャイネスの高さがメディア利用を促進するという因果関係が推定される。また、パスbが有意な正の効果を持つ場合、長時間のメディア利用がシャイネスを高めるという因果関係が推定される。

分析に先立ち、モデルにおける制約を検討した。構造方程式モデル分析を行う際には、推定されるパスの数が少ないほど解は安定したものになる(近江他, 2005)。そこで、誤差共分散 σ_1 について、 σ_1 を開放したモデル(モデル1)と0に固定して推定したモデル(モデル2)を設けた。2つのモデルをカイ二乗値により比較し、有意差がない場合にはモデル2を選択した。

MMORPG における社会的相互作用とシャイネスの関連

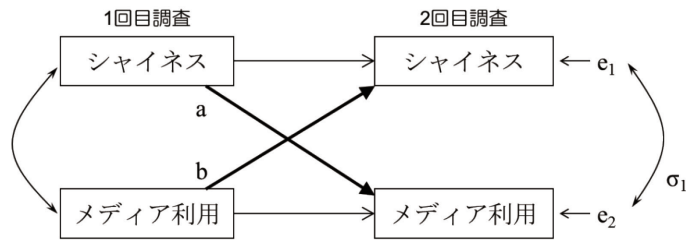


図 1 分析モデル

2) 因果関係の推定

分析結果を表 2-1、2-2 に示す。いずれの分析においてもモデル 2 が選択された。表中の数値は標準化偏回帰係数を示している。

表 2-1 メディア利用とシャイネスの因果関係

	特性シャイネス		消極性		緊張	
	a	b	a	b	a	b
MMORPG	.10*	.01	.10*	-.05	.05	-.08*
MMORPG 以外のオンラインゲーム	.09†	.04	.05	.02	.02	.01
E メール	.00	.02	.02	.02	.00	-.03
コメント投稿	.02	-.02	-.00	-.04	-.05	-.01
メッセージ発信	-.02	.02	-.02	.03	-.01	.00
即時コミュニケーションツール	.00	.02	-.08†	-.01	.02	.00

※表中の数値は標準化偏回帰係数を示す (* $p<.05$, † $p<.10$)

表 2-2 メディア利用とシャイネスの因果関係

	過敏さ		自信のなさ		不合理な思考	
	a	b	a	b	a	b
MMORPG	.05	-.01	.03	.01	-.07	-.02
MMORPG 以外のオンラインゲーム	.02	.01	-.02	.03	-.03	-.01
E メール	.03	.01	.03	-.02	.05	.01
コメント投稿	-.02	-.04	.02	-.01	.05	-.01
メッセージ発信	-.01	.03	.04	.02	-.01	.10*
即時コミュニケーションツール	.06	-.06	.01	-.06	.04	.03

※表中の数値は標準化偏回帰係数を示す (* $p<.05$)

まず、シャイネスの高さがメディア利用に及ぼす影響（パス a）についての結果をみると、特性シャイネス及び行動的側面である「消極性」が高いと MMORPG の利用が促進されることが示された（順に、 $\beta=.10, p<.05$; $\beta=.10, p<.05$ ）。また、特性シャイネスが高いと MMORPG 以外のオンラインゲーム利用も促進される傾向にあることが示された（ $\beta=.09, p<.10$ ）。一方、「消極性」が高いと即時コミュニケーションツールの利用が抑制される傾向にあることも示された（ $\beta=-.08, p<.10$ ）。

メディア利用がシャイネスに及ぼす影響（パス b）についての結果をみると、MMORPG の利用がシャイネスの感情的側面である「緊張」を低めることや、メッセージの発信が認知的側面である「不合理な思考」を高めることが示された（順に、 $\beta=-.08, p<.05$; $\beta=.10, p<.05$ ）。

E メール利用やコメント投稿については、いずれのシャイネスの側面においても有意なパスはみられなかった。

（4）考察

MMORPG に関する分析より、特性シャイネス及びシャイネスの行動的側面である「消極性」が高いと MMORPG の利用時間が長くなるという因果関係が推定された。特性シャイネスには、その定義に対人的抑制という行動特徴が含まれている（相川, 1991）。また、「消極性」はシャイネスの徴候のひとつである対人的回避を示す概念であり、社会的場面に出ることの困難さを示している（鈴木他, 1997）。これらを踏まえると、オフラインでの対人的・社会的場面における消極性によりオンラインで MMORPG をプレイする時間が長くなるという結果の解釈には、2 つの可能性が考えられる。一つは、対面場面での他者とのかかわりを回避したことを補う手段として MMORPG が用いられ、利用時間が長くなったのだという、社会的補償仮説に基づく解釈である。MMORPG は、その社会的特徴がプレイヤーを魅了していることは多くの研究によって示されている（e.g., Griffiths et al., 2004a, 2004b）。また、アバターを介したコミュニケーションは視覚的に匿名な環境が確保されるが、このような環境はシャイな人にとってコミュニケーション不安が低く（Hammick & Lee, 2014）、MMORPG で過ごす時間が長くなることの理由であると考えることができる。もう一つ解釈は、MMORPG のゲーム要素に引き付けられた結果として利用時間が長くなっているというものである。これは、特性シャイネスが高いと MMORPG 以外のオンラインゲーム利用が長くなるという結果にも合致している。先行研究では、シャイネスの高さは、コミュニケーション以外の気晴らしの用途でのインターネット利用と関連があることも指摘されており（Scealy et al., 2002）、シャイネスの高くない人が対人的交流に費やしている時間を、シャイネスの高い人は MMORPG プレイに使用しているのだと考えることができる。本研究結果からは、いずれの解釈が当てはまるのか結論を出すことはできないが、シャイネスの高いプレイヤーの中でも、前者の解釈が当てはまるプレイヤーもいれば、後者の解釈によってプレイ時間が長くなるプレイヤーもいるなど、2 つの解釈が両立することも考えられるだろう。

また、逆方向の因果関係として、MMORPG のプレイ時間が長いとシャイネスの感情的側面である「緊張」が低まるという関係がみられた。梅原他（2002）では、中学生のテレビゲーム

MMORPG における社会的相互作用とシャイネスの関連

利用がシャイネスの低下をもたらすことの解釈として、ゲームが友人との話題を提供したり、友人関係の潤滑油の役割を果たしたりする可能性を指摘している。この解釈は、本研究にも当てはまる可能性は否定できないが、18 歳から 34 歳という調査対象者の年齢を踏まえると、子どもとは対人関係におけるゲームの位置づけは異なる可能性も考えられる。シャイネスの中でも、「人前に出ても冷静でいられる」「評価されるような場面で手や足がふるえることはほとんどない」「社会的な場面でいつも落ち着いていてくつろいでいられる」といった対人場面で緊張のない状態を導くという結果を鑑みると、本結果には MMORPG の社会的側面が寄与している可能性が考えられる。ゲーム内での社会的相互作用によるコミュニケーション経験の積み重ねが、対面場面での対人交流における緊張を和らげたと考えると、MMORPG 利用のポジティブな効果が示唆されたといえる。

その他のコミュニケーションメディアの利用とシャイネスとの因果関係については、有意なパスはほとんどみられなかった。その中で、メッセージの発信が多いと、シャイネスの認知的側面である「不合理な思考」が高まるというネガティブな影響がみられた。自分で管理・運営する SNS などからのメッセージ発信は、E メールや LINE、チャットなどとは異なり、複数の受け手の存在を意識したコミュニケーションの投げかけといえる。また、その内容には自己開示も多く含まれるだろう。こうしたメディアの特性により、「すべての人に受け入れられなければならない」「自分の欠点を見つけられるのは恐ろしい」といった不合理な思考が高まった可能性が考えられる。

3 研究 2：MMORPG での社会的相互作用とシャイネス

(1) 目的

研究 1 では、MMORPG 利用とシャイネスの関連について、利用時間という量的な側面から検討した。メディアの影響を検討する上では、利用内容という質的な側面にも目を向けることが重要である。そこで研究 2 では、MMORPG での社会的相互作用の内容に着目してシャイネスとの因果関係を検討するために、MMORPG プレイヤーを対象とした 2 波縦断調査を行う。

(2) 方法

1) 調査対象者と手続き

研究 1 のスクリーニング調査において、MMORPG プレイヤーを抽出する 2 つの質問に両方とも「はい」と回答した場合に、本調査の対象者として選出された。300 名から回答が得られた時点で 1 回目調査を終了し、その 1 か月後に 2 回目の調査を配信した。2 回分の調査データが揃っており、性別や年齢に矛盾のないモニターの回答が分析対象となった。1 回目調査で下記の MMORPG プレイヤーの基準を満たしていたのは 162 名（男性 142 名、女性 20 名、平均年齢 25.64 歳、標準偏差 4.85）であり、2 回目調査では 98 名（男性 84 名、女性 14 名、平均年齢 26.35 歳、標準偏差 4.67）であった。回答者は調査会社規定のポイントを報酬として受け取った。

2) 調査項目

年齢や性別に加え、次の項目等を尋ねた。2度の調査では同じ項目を使用した。

①**MMORPG での社会的相互作用** MMORPG のプレイ時間やプレイ頻度に関する設問を設け、1日あたりの平均利用時間を1分以上、または、1週間あたりの平均利用日数を「1日」～「7日」のいずれかに回答した人に対し、最近1か月の間にMMORPGの中で経験したことや感じたことについて尋ねた。設問は、MMORPG プレイヤーを対象にプレイ動機を調査した Yee (2005) において因子分析で抽出された要因のうち、対人交流に関わる3つのサブカテゴリーに含まれる項目を抜粋して使用した。『交流 (Socializing)』MMORPG 内での他のプレイヤーとの交流を楽しんだ程度について、「他のプレイヤーと知り合いになること」「他のプレイヤーを助けること」「他のプレイヤーとチャットすること」「フレンドリーでカジュアルなギルドに加わること」の4項目を挙げ、「まったく楽しめなかった」から「とても楽しめた」の5段階で回答させた。合計を「交流」得点とした (1回目調査: $\alpha=.91$, 2回目調査: $\alpha=.89$, 再検査信頼性 $r=.58$, $p<.01$)。『関わり合い (Relationship)』MMORPG での他のプレイヤーとの関わり合いの頻度について、「他のプレイヤーと意味のある会話をする」「個人的な事柄についてオンライン上の友人に話すこと」「現実世界で問題を抱えている時、MMORPG 内で、オンライン上の友人がサポートを申し出ること」の3項目を挙げ、「まったくなかった」から「いつもあった」の5段階で回答させた。合計を「関わり合い」得点とした (1回目調査: $\alpha=.81$, 2回目調査: $\alpha=.88$, 再検査信頼性 $r=.54$, $p<.01$)。『チームワーク (Teamwork)』MMORPG での他のプレイヤーとのチームワークについて尋ねた。「MMORPG 内で、グループで他者と協力することをどのくらい楽しんだか」「自身のキャラクターが単独でうまくできることをどのくらい重要に思っているか」「自分のことは自分でできる、自立したキャラクターを持っていることをどのくらい重要に思っているか」「グループでいるのとひとりでいるのとどちらがいいか」をそれぞれ5段階で尋ねた。2、3、4つ目の質問の得点を逆転した上で4項目の合計を算出し、「チームワーク」得点とした (1回目調査: $\alpha=.49$, 2回目調査: $\alpha=.48$, 再検査信頼性 $r=.67$, $p<.01$)。得点が高いほどグループでのプレイを重視していることを示している。

②**シャイネス** 研究1と同じ2つの尺度を使用した。

(3) 結果

各変数の平均及び標準偏差を表3に示す。研究1では交差遅れ効果モデルを用いた分析を行ったが、研究2では、1回目調査でMMORPGプレイヤーとみなされた回答者が2回目調査の時点でプレイをやめているケースもみられたため、シャイネスがMMORPGでの社会的相互作用に及ぼす影響と、MMORPGでの社会的相互作用がシャイネスに及ぼす影響をそれぞれ重回帰分析で検討した。

まず、プレイヤーのシャイネスの高さがMMORPG内での社会的相互作用に及ぼす影響を検討した。具体的には、1回目調査における各シャイネス尺度得点、及び各社会的相互作用の得点を独立変数に、2回目調査における当該の社会的相互作用の得点を従属変数とする重回帰分析を行った。結果を表4に示す。

表 3 各変数の平均及び標準偏差

	1 回目調査		2 回目調査	
	平均	SD	平均	SD
交流	10.48	4.12	9.30	3.68
関わり合い	7.08	2.67	7.17	2.82
チームワーク	11.12	2.86	10.86	2.81
特性シャイネス	53.23	10.85	54.45	10.70
WSS 消極性	16.96	3.56	15.69	3.90
緊張	16.48	3.52	16.41	3.20
過敏さ	15.69	3.30	17.04	3.80
自信のなさ	15.35	3.38	15.52	3.55
不合理な思考	14.57	2.88	14.63	2.95

表 4 シャイネスが MMORPG 内での社会的相互作用に及ぼす影響

	交流	関わり合い	チームワーク
特性シャイネス	-.09	-.08	-.21*
WSS 消極性	-.10	-.06	-.20*
緊張	-.07	-.07	-.09
過敏さ	-.17*	-.14	-.05
自信のなさ	-.26**	-.20*	-.22**
不合理な思考	-.08	.11	-.08

※表中の数値は標準化偏回帰係数を示す (* $p<.05$, ** $p<.01$)

特性としてのシャイネスや、シャイネスの行動的側面である「消極性」が高いことにより、グループでのプレイよりもひとりでのプレイが重視されることが示された（順に、 $\beta=-.21$, $p<.05$; $\beta=-.20$, $p<.05$ ）。また、感情的側面である「過敏さ」により、ゲーム内での他のプレイヤーとの交流を楽しんでいないことが示された（ $\beta=-.17$, $p<.05$ ）。シャイネスの認知的側面である「自信のなさ」については、交流・関わり合い・チームワークのいずれも負の影響を及ぼしていた（順に、 $\beta=-.26$, $p<.01$; $\beta=-.20$, $p<.05$; $\beta=-.22$, $p<.01$ ）。感情的側面の「緊張」や認知的側面の「不合理な思考」については影響はみられなかったものの、有意なパスがみられたものは、いずれもシャイネスが高いほど MMORPG 内での社会的相互作用が抑制される方向での影響であった。

次に、MMORPG での社会的相互作用がシャイネスの高さに及ぼす影響を検討した。具体的には、ある種の社会的相互作用について、1 回目調査における社会的相互作用、及び各シャイネス得点を独立変数に、2 回目調査における当該シャイネス得点を従属変数とした重回帰分析を行った。結果を表 5 に示す。

表 5 MMORPG での社会的相互作用がシャイネスに及ぼす影響

	特性 シャイネス	WSS				
		消極性	緊張	過敏さ	自信のなさ	不合理な思考
交流	-.03	-.13*	-.14*	-.07	-.01	.06
関わり合い	-.06	.00	-.11†	-.20**	-.06	-.09
チームワーク	-.06	-.21**	-.15*	-.07	-.09	-.03

※表中の数値は標準化偏回帰係数を示す (** $p<.01$, * $p<.05$, † $p<.10$)

他のプレイヤーとの交流を楽しんでいるほどシャイネスの行動的側面である「消極性」や感情的側面の「緊張」が低下することが示された（順に、 $\beta=-.13$, $p<.05$; $\beta=-.14$, $p<.05$ ）。また、他のプレイヤーとの関わり合いをもつ頻度が多いほど感情的側面の「緊張」や「過敏さ」が低下することが示された（順に、 $\beta=-.11$, $p<.10$; $\beta=-.20$, $p<.01$ ）。チームワークについては、行動的側面の「消極性」や感情的側面の「緊張」を低めることが示された（順に、 $\beta=-.21$, $p<.01$; $\beta=-.15$, $p<.05$ ）。一方、特性としてのシャイネスや認知的側面である「自信のなさ」や「不合理な思考」については影響がみられなかった。

（４）考察

シャイネスが MMORPG での社会的相互作用に及ぼす影響について、特性シャイネス及びシャイネスの行動的側面である「消極性」が高いことにより、グループでのプレイよりもひとりでのプレイが重視されることが示された。これらのシャイネスは、対人的抑制や対人的回避を含む概念であり、対面場面での消極性の高さが MMORPG というオンライン環境にも反映していることがうかがえる。また、感情的側面である「過敏さ」が高いことにより、ゲーム内での他のプレイヤーとの交流を楽しんでいないことが示された。対人的な場面において、気が散って考えがまとまらなかったり、自分自身のことに過度に注意が向くことが多かったりと、神経過敏であることは過度のメタ認知を引き起こしやすいことから（鈴木他, 1997）、交流を楽しむ余裕もなくなってしまう可能性が考えられる。さらに、シャイネスの認知的側面である「自信のなさ」については、交流・関わり合い・チームワークのいずれも負の影響を及ぼしていた。

「わたしは人に好かれるような魅力がほとんどない」「他の人は私と一緒にいては不愉快に違いない」といった実生活での対人交流に対する自信のなさにより、MMORPG での社会的相互作用が抑制されてしまう可能性が考えられる。これらの結果は、対面場面でのシャイネスの高さが MMORPG での社会的相互作用を抑制するという影響の方向において共通していた。

MMORPG での社会的相互作用がシャイネスの高さに及ぼす影響については、シャイネスの行動的側面や感情的側面を低下させるプラスの効果を持つことが示唆された。まず行動的側面については、MMORPG 内での交流を楽しむことや、グループでのプレイを重視することが「消極性」を低下させていた。ゲーム内の社会的相互作用が、対面場面での対人的積極性を促進することが期待される。また、感情的側面については、いずれの社会的相互作用も「緊張」を低

めており、関わり合いの頻度の多さは「過敏さ」も低めていた。研究 1 でも考察されたように、ゲーム内での社会的相互作用による経験の積み重ねが、オフラインでのシャイネスを低めることにつながる可能性が考えられる。その一方で、特性としてのシャイネスや認知的側面である「自信のなさ」や「不合理な思考」については影響がみられなかった。ゲーム内での社会的相互作用は、シャイネスの行動的側面や感情的側面を改善する効果をもつ一方で、シャイネスの認知的側面には影響を及ぼさないことが示唆された。

4 総合考察

本研究では、MMORPG 内での社会的相互作用とシャイネスとの関連について、プレイ時間（研究 1）と社会的相互作用の内容（研究 2）という 2 つの観点から検討した。縦断調査によって、ゲーム内での社会的相互作用がシャイネスに及ぼす影響と、シャイネスがゲーム内での社会的相互作用に及ぼす影響の両方向の因果関係を推定している点や、シャイネスについて多面的にとらえて検討している点などにおいて本研究は意義があるといえる。

2 つの調査の結果から、シャイネスの高いプレイヤーは MMORPG のプレイ時間が長くなることや、シャイネスの高さが MMORPG での社会的相互作用を抑制することが示された。研究 1 で考察された 2 つの解釈の可能性のうち、後者にあたる、MMORPG のゲーム要素がシャイネスの高いプレイヤーを引きつけている可能性が示唆されたといえる。また、研究 2 より、MMORPG での社会的相互作用を楽しんでいなかったり、頻度が少なかったり、それを重視していないとシャイネスが高まることが示された。視点を変えると、シャイではないプレイヤーはゲームの中で他者と関わるプレイを頻繁に行い、それを楽しんでおり、そうしたプレイによってシャイネスは低下するというポジティブな循環がみられていた。このような影響関係は、社会的補償仮説ではなく、**rich get richer** 仮説を支持するものであるといえる。

先述の通り、シャイネスの高いプレイヤーにとって、MMORPG のゲーム要素は親和性が高いと考えられる。また、MMORPG での社会的相互作用はシャイネスを低下させる効果を持っており、シャイネスの改善に貢献するものといえる。しかしながら、シャイネスの高いプレイヤーはそのようなプレイを楽しんでおらず、ひとりでのプレイを選んでいるという隔たりがある。シャイネスの高いプレイヤーでも他者と関わるプレイスタイルをとるような仕組みを作っていくことで、MMORPG を有効活用したシャイネス改善につなげていくことができるものと期待される。

謝辞

本研究は、公益財団法人科学技術融合振興財団及び JSPS 科研費 25590157 の助成を受け実施された。

引用文献

- 相川 充 (2009) シャイネス. 日本社会心理学会 (編) 社会心理学事典, 丸善出版, 116-117.
- 相川 充 (1991) 特性シャイネス尺度の作成および信頼性と妥当性の検討に関する研究 心理学研究, 62(3), 149-155.
- Ang, C. S., Zaphiris, P. & Mahmood S. (2007) A model of cognitive loads in massively multiplayer online role playing games, *Interacting with Computer*, 19(2), 167-179.
- Bartle, R. (1996) Hearts, clubs, diamonds, spades: Players who suit MUDs. *Journal of MUD Research*, 1(1), 19.
- Cheek, J. M. & Watson, A. K., (1989) The definition of shyness: Psychological imperialism or construct validity? *Journal of Social Behavior and Personality*, 4(1), 85-95.
- 後藤 学 (2001) シャイネスに関する社会心理学的研究とその展望, 対人社会心理学研究, 1, 81-92.
- Griffiths, M. D., Davies, M. N. O., & Chappell, D. (2004a) Online computer gaming: A comparison of adolescent and adult gamers. *Journal of Adolescence*, 27(1), 87-96.
- Griffiths, M. D., Davies, M. N. O., & Chappell, D. (2004b) Demographic factors and playing variables in online computer gaming. *Cyberpsychology & Behavior*, 7(4), 479-487.
- Hammick, J. K., & Lee, M. J. (2014) Do shy people feel less communication apprehension online? The effects of virtual reality on the relationship between personality characteristics and communication outcomes. *Computers in Human Behavior*, 33, 302-310.
- 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) (2018) 『2018CESA 一般生活者調査報告書ー日本ゲームユーザ&非ユーザ調査ー』, 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (CESA) .
- KADOKAWA Game Linkage マーケティング部 (2020) ファミ通ゲーム白書 2020.
- Kraut, R., Kiesler, S., Boneva, B., Cummings, J., Helgeson, V., & Crawford, A. (2002) Internet paradox revisited. *Journal of Social Issues*, 58(1), 49-74.
- McKenna, K. Y. A., & Bargh, J. A. (1998) Coming out in the age of the internet: Identity “demarginalization” through virtual group participation. *Journal of Personality and Social Psychology*, 75(3), 681-894.
- 内閣府 (2020) 令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査. Retrieved from <https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html> (2020 年 12 月 31 日)
- 近江 玲・坂元 章・安藤玲子・秋山久美子・木村文香・樫淵めぐみ・内藤まゆみ・高比良美詠子・坂元 桂・足立にれか・鈴木佳苗・加藤祥吾・坂元 昂 (2005) インターネット使用と情報活用の実践力の因果関係ー中学生に対する 3 波パネル研究ー 日本教育工学会論文誌, 29(1),

11-21.

Scealy, M., Phillips, J. G., Stevenson, R. (2002) Shyness and anxiety as predictors of patterns of internet usage. *Cyberpsychology & Behavior*, 5(6), 507-515.

鈴木裕子・山口 創・根建金男 (1997) シャイネス尺度 (Waseda Shyness Scale) の作成とその信頼性・妥当性の検討. *カウンセリング研究*, 30(3), 245-254.

田島 祥・松尾由美・瓜生恭子・坂元 章 (2009) MMORPG 使用がプレイヤーの対人ネットワークに及ぼす影響. *デジタルゲーム学研究*, 3(2), 159-170.

梅原宣子・坂元 章・井出久里恵・小林久美子 (2002) テレビゲーム使用がシャイネスに及ぼす影響—中学生の縦断データの分析—. *性格心理学研究*, 11(1), 54-55.

Yee, N. (2005) Motivations of play in MMORPGs, *Proceedings of DiGRA 2005 Conference*. Retrieved from <http://www.nickyee.com/daedalus/motivations.pdf> (2020 年 12 月 5 日)

注

¹ CESA (2018) では、10-14 才と 15-19 才の割合は別々に報告されている。本文中では、各割合と回答者数をもとに 10 代全体の割合を算出して記載した。

「テレワークの拡大」のもたらした知見群の二面性

—テレワークにおけるコミュニケーションの課題から考える—

福留恵子*

Abstract

The sudden disaster caused by COVID-19 accelerated the introduction of remote work in many Japanese organizations. And that brought us much information about the reality of remote work, including that about problems of the communication in remote working. Most of that is still not systematized enough to give us some suggestion for the solutions directly now. For the systematization, we need more information and the research about the relationship between each information. On the other hand, for the continuation remote work with gradual improvement, after this pandemic, we need make the most of this information in another way. The way is that each organization and remote worker situate each information about remote work communication in its own workplace and working, and search the most important problem and its solution for itself. These two ways for the treatment of this information are complementary for understanding the remote work communication and the problem in that, but are also able to start independently.

1 はじめに

2020 年に入ってから COVID-19 感染（以下、「コロナ」）の急拡大に際し、日本のテレワーク（以下、「TW」）の実施企業も TW の経験者も、急激に増加した。とりもなおさず、このことは、この時期に初めて TW を経験し、経験に基づいて TW を知った企業等の組織（以下、組織）と人が多数に上ることを意味する。また、TW を中心にして見れば、組織規模・業種・職種などの点で、それまでは多くの例が見られなかったものも含めて、さまざまな条件のもと

* 東海大学現代教養センター

での TW が、現実のものになったともいえる。たとえば、従来、TW の導入は大企業に多く、中小規模以下の企業ではなかなか導入が進まない指摘されてきたが、大企業と同等の実施率とまではいえないまでも、中小企業の TW も既に例外ではなくなっている。

この結果、われわれはそのさまざまな TW のさまざまな場面において、これまで具体的に知られることのなかった TW の実情について知ることができるようになった。これをもって、組織や人々の TW に対する理解が一般的なものとなり、今後の TW 実施のさらなる拡大と一般化の布石がつくられたとする見解も少なくない¹。ただ、ここには幾分の飛躍があるように思われる。

たしかに、日本の社会全体をみれば、TW に関する経験的知識は急速に蓄積されつつある。TW における IT の使用法や必要な仕事環境をはじめ、TW を前提とした仕事の段取りや協調のための手続き（コミュニケーションのしかた）について、また、メリットやデメリットと、その出現の条件についてなど、「やってみてわかった」ことは膨大な量にのぼることが容易に推測される。ただ、その殆んどは、どの程度の一般性を有するのかがまだ明らかではない。これを今後の TW の活用を活かすには、ここまで得て来た知見を整理して、一般性の高いものと特定の条件下で成り立つものとを判別し、それぞれに適した参照をできるようにすることが必要である。

また、蓄積されつつある知見には、TW の利点ばかりでなく課題についてのものも少なくない。課題として認識されるようにはなったものの、その課題の深刻さや解消の程度、解消の見込みについて追跡しきれていない場合も少なくないと思われる。そうした課題の一つに、コミュニケーションに関するものがある。TW ではとするとコミュニケーションが不足しがちである、リモート状況では対面よりもコミュニケーションの質が劣る、などという知見も披露され、それが出社せざるを得ない原因とされることもある。

本稿では、その TW のコミュニケーションに関する課題について、今回の急拡大した TW 経験のなかから明らかにされてきたことを概観し、課題の解決に向けて残る不明点と掘り下げられるべき論点を整理するとともに、知見の拡充と並行して既に得られている（不完全な）知見を漸次的な課題解決に反映するしかたについて考察する。

勿論、TW について多く挙げられる課題は、コミュニケーションに直接かかわるもの以外にもあり²、特にコロナ禍後の TW の適切な定着³に向けて、その対処は重要なものとなる。コミュニケーションの課題に関する知見の扱いを考察することにより、そうした他の課題に向き合う際に共通する示唆も得ることになるだろう。

2 テレワークの課題としてのコミュニケーション

TW におけるコミュニケーション（以下、単に「コミュニケーション」）の不足や不備、あるいはその裏返しであるコミュニケーションへの配慮は工夫の必要性は、急拡大した TW についてしばしば言及される点の一つだが、コロナ以前から専門家や TW の経験者にはある程度知られていたことでもある⁴。厚生労働省『テレワーク導入・運用ガイドブック（テレワークではじ

める働き方改革)』は、TW 実証実験から得た知見として、テレワーカーと職場とのコミュニケーションが、TW 導入時の留意点の一つであることを記している。また、労働経済学や経営学等の研究蓄積は、TW 時のコミュニケーションの質や量の低下を防ぐ注意や、対面時以上に丁寧なコミュニケーションが求められることを示唆することが、TW 急拡大以降にも改めて述べられている⁵。

コロナ以降の TW 実施の状況を明らかにするためにアンケート調査でも、東京商工会議所の実施した「テレワークの実施状況に関するアンケート」で、TW を実施した際に生じた課題として「社内のコミュニケーション」を挙げる企業が回答企業の過半数に及ぶことが報告されている。また、上司と部下のコミュニケーションの減少や不十分さ、TW による業務遂行の困難や非効率をもたらすコミュニケーション上の要因などに細分化して、課題の所在を示す調査も少なくない⁶。

こうした調査には緊急的に実施されたものも多く、調査標本の代表性や、標本が代表する母集団が何であるのかが、必ずしも十分に明確にはされていない。また、当然ながら調査対象も調査方法も統一されているわけではなく、その結果をそのまま比較したり関連づけたりすることから直接的な知見は得られない。それでも、調査と結果のこうした動向は、コミュニケーションが TW の課題として広く認識されていることを読み取るには十分であるだろう。そのほか、個々の TW の経験のなかで、コミュニケーションの量的・質的な欠如に直面した、あるいはこれを軽減する工夫を行ったことが語られる例も多い^{7,8}。

こうしたコミュニケーションの課題は、コロナ感染拡大期の就業者のリスク低減や、それと業務継続の兼ね合いという、より差し迫った TW の必要性が薄れてゆくにつれ、一層問題視されるようになることが予想できる。それだけ、就業者と事業へのこの課題の影響を明らかにして、軽減の方策を講じることは、TW が必要な場面、効果を上げる場面で定着するためにも、一層その重要性を増すことになる。

3 コミュニケーションの課題についてわかること ーその多義性と TW 定着への含意ー

(1) 一般性の不足とその充足について

このコミュニケーションの課題について、「明らかでないこと」の一つは、個々の知見の一般性・普遍性である。つまり、調べられたことや語られていることの多くは、どの程度の数や範囲の TW 例において成り立つのかが、わかっていない。

コミュニケーションに関する、コロナ以降の言説は、①アンケート調査の結果に基づくもの、と、②TW の個別の経験に基づく所感に大別できる⁹が、そこに含まれる殆どどの知見は、個別の組織や人々の TW についてのものであって、現時点では十分な一般性・普遍性を認めることができない。個別事例に基づく②は、そもそも高い一般性を主張する趣旨をもたない。また、①のアンケート調査についても、緊急に行う際には、ひとまず得られるところに回答者を求めるしかないことも多いだろう。新たな事象ほど、そうした一般性の保証されない知識の蓄積

「テレワークの拡大」のもたらした知見群の二面性

から始めざるを得ない。

このうち、一般性・普遍性を明らかにする必要がある知見については、あるいはその知見を広く様々な組織や人々に対する施策の前提として参照しようとする場合には、適切な標本設計に基づく調査による今後の検証が必要であるが、本稿ではこの点にはこれ以上立ち入らない。一般性・普遍性を論じる前に、そこで語られるコミュニケーションとその課題の意味自体にも、十分に明らかでない点が残るためである。これを理解することが、より根本的で優先されるべきであろう。この点を次に詳しく述べる。

（２）課題となる「コミュニケーション」の多義性

仕事のために行われる重要なコミュニケーションには、さまざまなものが考えられる。TWにおいて、コミュニケーションの不足が問題視されるとき、そこで不足しているコミュニケーションとは、より具体的にはどのようなコミュニケーションなのか。そして、その種のコミュニケーションの減少の何が問題なのか。つまり、TWにおいて不足すると見られているからには、対面して仕事を行う場合と比べてその種のコミュニケーションが量の面で減少しているか、あるいは質的に劣っていて、しかもその減少や劣化が仕事にとってネガティブな影響を及ぼしていると考えられているのだろうが、そのネガティブな影響とはどのようなものなのだろうか。

コミュニケーションの課題は、「コミュニケーション不足」「コミュニケーションを行いにくい」「コミュニケーションに十分な配慮が必要」等と、コミュニケーションを一つの対象として包括的に語られる一方、これと異なるより具体的なさまざまな言葉によって表現されることも少なくない。そうした表現は、TWについてのインタビューや経験談の類にもしばしば現れるが、ここではコロナ以降に行われた数多くのアンケート調査のなかから、その主な回答選択肢を抽出し、類似したものごとに分けると、以下のようになる¹⁰。

- ① 会議など意思決定がうまくできない
- ② 交渉などがうまくできない
- ③ 業務遂行のための日常的な調整が困難、特に分担の調整が難しい、うまく分担できない
- ④ （分担の定められた）個々人の業務遂行に必要なコミュニケーションができない
- ⑤ 評価の前提となるコミュニケーションの不足・困難・不公平
- ⑥ 人材育成・OJTに必要なコミュニケーションの不足・不備
- ⑦ 就業者の意欲や感情を支えるコミュニケーションの不足

このほかに、こうした要因が複合して切り分けられていない課題の提示、内容や相手などを特定せずに漠然とコミュニケーションの不足を示す表現は、アンケート調査の選択肢のなかにもみられる。また、「TWではできない仕事がある」「業務全般の効率が下がる」と言われる背後に、調査者や回答者によってコミュニケーションの課題が想定されていることが考えられる。こうした複合的な、あるいは対象や条件を特定しないコミュニケーションの不足・困難が言われている場合には、今後、それがさらに精査されることによって、そこから①～⑦とは異なる課題が見出される可能性もあり、コミュニケーションの課題が①～⑦によって網羅されているとはいえない。

つまり、コミュニケーションの課題は多義的で、複数の下位課題を内包するものだと考えられるが、その類型と外延は確定していない。特に、それがどのような条件のもとで深刻な問題となるのか、また、それにどのように対処するか、という基準による下位課題の類型化は見出せないように思われる。

では、こうした知見の集まりについて、今後、どのように対処することがふさわしいのだろうか。

（３）下位課題の選択的解決による TW の漸次的改善の必要性と可能性

コミュニケーションの課題が（２）でみたように多義的なものであれば、全てを一度に解決するのは容易でないことが推し量られる。下位課題①～⑦の暫定的な類型にもとづいて、この範囲内だけを考えても、そのそれぞれに応じて異なった解決策が必要になる可能性は大きく、なかには解決策の見当をすぐにはつけかねる部分や、時間や費用を多く必要とする部分が含まれる可能性もある。

たとえば下位課題①は、その要因をビデオ会議システムの機能や性能に求められることがあるが、仮にそうした理解にもとづいて、システムの機能・性能の改善をこの課題の対策にしようとするれば、時間も費用も大きな対策となるだろう¹¹。もっとも、下位課題①や②のように特定の業務に限定してコミュニケーションが問題になると考えられる場合には、その業務だけを TW から除外し、業務分担やスケジュール等業務の進め方をその除外に整合させるなどの対策も考えられる。一方、④のような下位課題に対しては高性能の IT 開発は不必要かもしれないが、一部の業務のみを TW から除外するという対策は取りにくいだろう。むしろ協働の詳細なルールを設けて運用するような、労力のかかる対策が避けられないのかもしれない。

本稿で個々の対策やその是非について詳細を論じることができないが、ここで理解しておくべきは、ひとえにコミュニケーションの課題といっても、その多義性を考えれば、対策は一通りではないということである。それにもかかわらず、コミュニケーションの課題を包括的にのみとらえようとするれば、必然的にその解決は①～⑦の全ての同時解決を意味することになる。仮にそれを TW 実施や継続の絶対条件と考えるなら、TW のコストはおそらくかなり大きなものになる¹²。そもそも、感染防止の必要性が軽減されるにつれて、そのコストの大きさが相対的に問題としての比重を増し、TW の定着も利点の継続的な享受も困難にするのではないだろうか。

逆にいえば、コロナ後にも TW の利点を活用しつつ、コミュニケーションに関する問題点を軽減してそのコストを適正な範囲に抑えるには、それぞれの職場や人々が、課題を選択的に、あるいは少なくとも優先度に応じて漸次的に解決できるように考えて行く必要がある。そのためには、コミュニケーションの課題の多義性をそのままにすることなく、類型化により分割することが不可欠になる。それが解決すべき課題の限定や選択を、そして課題解決のコスト減少を可能にする。

ただし、課題への対策に直接結びつく類型化、つまり同じ対策が有効となる下位課題への類型化は、まだ行われていない。それは、主にそれぞれを課題として重視する人々の観点に立つ

て類似したものを集めた分類である①～⑦と一致するとは限らない。しかし、対策に直結するそうした類型化のためには、このコミュニケーションの課題についての知見にはまだ欠ける部分が多く、3 (1) で述べた一般化も含めて、今後多くを解明してゆかなければならない。将来的にそうした類型化を可能にする知見の蓄積を行うことは重要だが、その結果を待つことのできない当面の TW の実施や定着には、別の方略が必要である。それはどのように考えることで得られるだろうか。

未解明なことが多く残る現時点でも、この知見群から示されることが全くないわけではない。再び①～⑦の暫定的な下位課題に目を戻すと、手がかりの一つは、それぞれの課題の重要度や深刻さの受け止められ方のばらつきに求められる。たとえば①の会議や意思決定の困難については、複数の調査で取り上げられているが、その結果は必ずしも一致しない。調査の一つにおいては TW 実施者の 4 割以上が、自身の職場で TW の実施が拡大するためには「社内の打ち合わせや意思決定の仕方の改善」が必要と回答¹³しており、言い換えれば、会議が十分に行えないことが現行の TW の大きな問題となっているように見える。一方、別の調査では、「意思決定や合議(マ)を得にくい」ために「業務効率が下がった」と回答したのは TW を行った人の 13.6%¹⁴であり、TW における会議はそれほど大きな問題ではないように見える。似たような複数調査の結果の間の不一致や不整合は、下位課題②～⑦についても、ほぼ同様に見ることができる。

こうした数値の差をもたらししている要因には、勿論、回答者群の属性や質問票の設計の影響など複数が考えられる。ただ少なくとも言えるのは、TW における会議や意思決定の不都合は、誰にどのような表現で尋ねても同程度の回答率になるほど安定して、重要あるいは深刻な問題として取り上げられるものではないということである。それを逆にいえば、それはこの問題が深刻になることを回避できる条件が、なにかしら存在している可能性を示唆する。

勿論、その条件がどのようなものなのかが明らかにできれば、問題の回避方法に結びつきはするだろう。けれども、その条件が明らかにしなければ、できる対処がない、というわけでもない。それは、TW を行うそれぞれの職場や人々が、当面は個々の下位課題が自身 (のみ) にとって深刻な支障になるのか否か (のみ) を判別して、対処する下位課題を選定するということである。そのために調べ、考えなければならないのは、自身の (重要な) 業務とこれを成立させているコミュニケーションという文脈のなかで、その下位課題がもつ意義や問題の深刻さである。その下位課題は暫定的なものであっても判別や選定の対象になり得る。判別・選定・対処の過程で自身の業務により整合的な類型を見出すことができれば、類型そのものを漸次的に更新してゆくことでもいいだろう。

こうした検討には、下位課題による問題回避の一般的な条件を知っていることは必須でない。それは、一般論としてはコミュニケーションの課題が多義的で、そこに下位課題がいくつも見出されてはいても、全ての職場がその多様な課題の全てを一度に解決しようと考える必要はないということでもある。TW の実施者は自身にとって当面重要な業務に対して (のみ)、暫定的な下位課題が深刻な支障になるのかならないのか (のみ) を見極めることで、深刻な支障になる下位課題 (のみ) に対処するという選択が可能である。課題類型化という面からみれば、そ

れはコミュニケーションの課題を「自身にとって至急解決すべきもの」と「それ以外」に、つまりTWを行う組織や人ごとにオーダーメイドに類型化しなোসということでもある。

そうすることによって、TWを全面的に継続・拡大するか全廃するかの二者択一ではなく、漸次的に改善しながら適切な範囲で定着させることが容易になる。コミュニケーションの課題に関する知見の、上述した現況をふまえつつ、「課題を全面的に解決するかTWをやめるか」の極端な二者択一を回避するは、このように考えなければ難しい¹⁵。

4 TWのコミュニケーションについて残される調査研究課題

言うまでもなく、上述のようなローカルな課題の類型化と限定や、その対処を明らかにすることによって得られるさらなる知見は、コミュニケーションの課題の全貌を体系的に明らかにするという面から見れば、欠けるところも多い。ただ、そうしたローカルな課題類型が作り出され、限定的な対処がなされることを前提とすることで、課題の全貌を知ろうとする上で補うべき知識も今よりも限定されることになる。そこをTWのコミュニケーションについての重点的な調査研究課題とすることによって、ローカルに得られる知見を補完して、コミュニケーションの課題の全貌への接近を効率的なものにすることができるだろう。

ところで、コミュニケーションの課題の全貌と一言にいても、考えられる探究の方向は多面的である。そのうち、特に本稿で焦点としてきた側面、すなわちこの課題の全体像を「それぞれのTWが、その条件に合わせて選定すべき下位課題の集まり」としてとらえようとするには、そうした面における普遍性と網羅性の高い¹⁶課題類型を明らかにすることが望まれる。仮に前節で述べたようなTWごとに類型化と限定的対処がなされるならば、その経験から得られる知見を散逸させずに記録・蓄積することが、まずはそうした課題類型の解明の手がかりをもたらすはするだろうが、さらに正確に言えば、その知見が以下を満たして体系化されることが必要になる。

- (1) 解決・あるいは軽減できる下位課題の網羅
- (2) 下位課題のそれぞれに奏効する対処（下位課題とそれに奏効する対処の対応関係）
- (3) そのような下位課題の解決が必要な、あるいは実施・継続を促進するTWの条件（下位課題とその解決が奏効するTWの条件の対応関係）

いずれもオープンな問いで、初めから網羅的な知見を求めることはできないが、まず着手が必要で可能なのは、この課題の限定的・選択的な解決・軽減の経験を、これを経験したTWの属性や条件、課題の限定・選定の理由や背景、対処の詳細とそれを採用した理由・経緯、対処の評価と共に集積することである。課題限定・選択、また対処の理由・背景として知るべきことも現段階では特定されないが、最終的に達成の望まれるのが業務を円滑に遂行するに十分なコミュニケーションであることに照らせば、下位課題やその対処がローカルな業務に及ぼす影響や、その業務にとってもっている意味を、重点的に解明すべきであることは言うまでもないだろう¹⁷。

こうした特定条件を満たすような経験と知見の蓄積は、これも当然のことながら、それぞれ

「テレワークの拡大」のもたらした知見群の二面性

の TW がこの課題の解決の一部として行うことは——換言すると実務として行うことは、必ずしも容易ではないと思われ、また、実務上必須ともいえない。そうした調査とこれに基づく探究こそ、TW 横断的な研究課題として取り組むことが必要である。

5 おわりに

ーコミュニケーションの課題に関する知見と求められる対処の二面性ー

述べてきたように、予期せぬパンデミックに対応して拡大した TW は、TW におけるコミュニケーションの課題についても、多くの知見をもたらししているが、そこに示されるコミュニケーションの課題は多義的であり、どのような条件の TW にとってはそのどれが問題となるのかも明確にしていない。そうした知見の集まりが、この課題についての網羅性や体系性を備えた知識となれば、TW のそれぞれの事情に応じて、優先的に対処すべき下位課題や対処法の見通しを演繹的に提示すると期待できるが、それにはまだ欠けることが多い。これまでもたらされている知見の集まりの一つの側面は、このような、TW の、特にその課題の全貌を理解することへの「通過点」であり、体系に将来的に埋め込まれるべき断片の一部だということである。

一方、網羅性や体系性を欠くままのこの知見の集まりから、TW のそれぞれの実施集団・実施者は、別の示唆を得ることもできる。それは、コミュニケーションの課題の限定的・選択的対処の可能性と必要性である。知見の集まりのもう一つの側面は、コミュニケーションの課題の多義性とその縮減の必要性、そして縮減の根拠の欠如¹⁸への示唆である。「欠如への示唆」は、そこで欠けるものを現存の知見群の外部に求めることを必然的にする。その点を考えれば、無意味ではない。この課題の場合には、その根拠はそれぞれの TW がそれぞれの業務遂行とコミュニケーションに有する機能や及ぼす影響の探索に求める必要がある。

知見の集まりのこの二つの側面は、差し当たり別個に拡充してゆくことができる。特に、TW の実践においてその費用対効果を上げようとする観点に立てば、知見の前者の側面にとらわれすぎることなく、後者の側面を前提として、コミュニケーションの課題の漸次的改善を図ることの意義は大きい。一方、それと整合するように構想することで、調査研究の効率や TW 実践にとっての有用性が向上するとも考えられる。

TW の実践と課題の全貌の理解、そのいずれの観点に立つにせよ、前提となるのは二面性の混同を回避することである。「インクリメンタルな改革」、また「グローバルに考え、ローカルに行動する」とは、知識に対するこうした二側面それぞれからの接近を土台とすることによって、実現可能になるものなのではないだろうか。

引用文献

- アドビ株式会社, 2020「アドビ「テレワーク勤務のメリットや課題に関する調査結果」を発表」
(プレスリリース 2020年3月4日) https://www.adobe.com/jp/newsroom/news/202003/20200304_adobe-telework-survey.html
- 阿部真大, 2020「コロナ禍が問う働き方、対面・リモート、最適解探れ（今を読み解く）」日本経済新聞朝刊 5月9日
- アデコグループ, 2020「テレワーク経験の有無による、管理職のテレワークに関する意識比較調査」<https://www.adeccogroup.jp/power-of-work/172>
- 福留恵子, 2019「テレワークとオフィスのコミュニケーション」『東海大学現代教養センター紀要』第3号: 67-80.
- 磯哲司, 2020「テレワーク、後戻りなし コロナ対策で急拡大」日本経済新聞夕刊 4月7日
- 情報通信総合研究所, 2020「新型コロナウイルス感染拡大に伴う働き方の変化に関する調査」厚生労働省, 2019『テレワーク導入・運用ガイドブック（テレワークではじめる働き方改革）』
- 國井昭男, 2020「テレワークはウィズコロナ社会に定着するか」『InfoCom T&S World Trend Report』7月 <https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr376-20200730-kunii.html>
- 内閣府, 2020「「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」報告書」<https://www5.cao.go.jp/keizai2/manzoku/pdf/shiryo2.pdf>
- 日本経済新聞社, 2020「テレワークできてますか①～⑥ 働き方 innovation」日本経済新聞朝刊 9月18日-10月27日連載
- 日本放送協会, 2020「ガッテン！心をつなぐ〇〇パワー！ビデオ通話の極意」（総合テレビ 2020年11月11日放映）
- 日本生産性本部, 2020「「第2回 働く人の意識に関する調査」調査結果レポート」
https://www.jpc-net.jp/research/assets/pdf/attachment1_20200721.pdf
- 奥田宏二・佐藤初姫・川手伊織, 2020「在宅勤務 実をあげるには 下 細かな業務 事前に確認」日本経済新聞朝刊 3月4日
- パーソル総合研究所, 2020「「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」調査結果」<https://rc.persol-group.co.jp/research/activity/files/telework.pdf>
- 連合, 2020「プレスリリース (6月30日)「テレワークに関する調査2020」」<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20200630.pdf?32>
- 東京商工会議所中小企業のデジタルシフト推進委員会・災害対策委員会, 2020a「「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」調査結果」<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1022367>
- 東京商工会議所 中小企業のデジタルシフト推進委員会, 2020b「「テレワークの実施状況に関するアンケート」調査結果」<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1023299>
- 脇坂明, 2020「人材育成・人事管理、個別化へ 危機が変える「会社と個人」上」日本経済新聞朝刊 8月31日
- 若林直樹, 2020「テレワーク 成功の鍵は信頼 エコノミクストレンド」日本経済新聞朝刊 8月11日

IIJ. news 編集部, 2020 「IIJ 社内のリモートワーク事情」『IIJ. news』 vol.158 June : 10-12
<https://www.iiij.ad.jp/news/iiijnews/2020/pdf/vol158.pdf>

注

¹ たとえば、鶴（磯によるインタビュー）（2020）。

² 集中してスムーズに仕事ができる作業環境の必要性や、通信設備をはじめとする機器・設備の充足、運動不足や疲労などの健康への負荷など。

³ 「適切な定着」を詳説する余裕はないが、これはTWの量的拡大を意味しない。TWが適切に、つまり十分な利点のあるTW、問題点を凌駕する効果のあるTWに限定して過不足なく実施される状況を想定している。

⁴ コロナ以前のこの課題についての議論を体系化したものとして、たとえば福留（2019）。

⁵ 若林（2020）、脇坂（2020）等。

⁶ 上下のコミュニケーションに関する調査の例として、回答者の4割近くが「上司、同僚とのコミュニケーションが不足する」とする（連合, 2020）、回答者（管理職）の約4割がTWで部下とのコミュニケーションを十分にとれなかったとする（アデコ株式会社, 2020）など。また、業務遂行の支障となるコミュニケーション上の要因を挙げる例として、「意思決定や合議に時間がかかる」ことや「上司や同僚のアドバイスをタイムリーに得られない」ことがTWでの業務効率を下げる（業務効率下がったとした回答者の5割前後）（國井, 2020）、今後のTW利用拡大のために「社内の打ち合わせや意思決定の仕方の改善」が必要（内閣府, 2020）、など。

⁷ そうした経験談を取り上げた一例として、日本経済新聞社（2020）。

⁸ 経験にもとづく知見からは、そうしたコミュニケーションの工夫は功を奏する例もあるが、それが業務負荷を増大して、新たな問題をもたらししている場合もあることがうかがわれる。そうした新たな問題も、広い意味ではTWのコミュニケーションの派生的な課題でもある。

⁹ TW、組織コミュニケーション、仕事に関する既存の知見を参照しつつ、コロナ以降の日本のTWについて述べる場合にも、その日本のTWについての認識自体は、①または②に類別できる。

¹⁰ ここで参照したアンケート調査は以下のとおり。IIJ. news 編集部調査（タイトルなし）/ アドビシステムズ「テレワーク勤務のメリットと課題についての調査」/ 情報通信総合研究所「新型コロナウイルス感染拡大に伴う働き方の変化に関する調査」/ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」/ 日本生産性本部「第2回働く人の意識に関する調査」/ パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」/ 連合「テレワークに関する調査2020」/ 東京商工会議所「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート」。

¹¹ このパンデミック以降にも、たとえば、視線を合わせることのできるビデオ会議システムのための技術開発などが報じられている（日本放送協会, 2020）。

¹² このコストには設備購入等の金銭的成本ばかりでなく、制度設計や調整の手間など人的コストも含めるべきだろう。

¹³ 内閣府（前掲）。

¹⁴ 國井（前掲）。

¹⁵ 一方、コロナ以前のTWにおいて、コミュニケーションの課題を解決する方法についても、少なくとも4種類の異なった試みや提案がなされている（福留, 前掲）。限定した下位課題に限定した解決方法を組み合わせることで、コミュニケーションの課題に対処する負荷はさらに下げることができる。

¹⁶ それは、この場合課題の解決にとって「使い勝手がよい」類型でもある。

¹⁷ その意味では、結局これは、(TWを行う) 職場や人々それぞれのコミュニケーションに、TWの課題を通じて目を向け直すことに他ならない。また、それによって、われわれはシステムや制度に先行して、コミュニケーションに注意を払うことになる。

¹⁸ 網羅性・体系性を欠いたままの知見の集まりに、この根拠を直接的に求めることはできないということ。ただ、そうした知見の集まりも、比較や対照をされることによって、さまざまな手がかりをもたらし得る。この点は稿を改めて論じることにはしたい。

2020 年度組織的研究教育活動報告

東海大学現代教養センター

以下の報告は「2020 年度 FD 活動報告書」記載内容から一部抜粋した（敬称すべて略）。

【現代教養センターFD 研究会】

第 1 回 FD 研究会

①テーマ：遠隔サポートを用いた必修科目の授業運営について

②日時：2020 年 7 月 22 日（水）17:15～18:30

③方法：Teams オンライン会議

④概要：本学ではこの春、突然の遠隔授業実施が決定された。現代教養センターでは、全学必修科目である「区分Ⅰ．現代文明論」および「区分Ⅱ．現代教養科目」の運営を担当し、全学生の満足度向上を図ることは不可欠といえる。そこで、遠隔授業運営上の特徴や問題に関して担当教員間で共通の認識を持ち、今後の受講者に充足感を与え得る教育方法等の情報共有をすることを目的とした。

開会にあたって現代教養センター所長成川忠之より、学生が指定されたクラスで履修する完全な必修科目における遠隔授業の実施や、教務チームの迅速かつ柔軟な対応等に感謝の旨が述べられた。

講演では、まず「授業運営の実際と問題点について」として、5名の講師より、①事前アンケート報告について（村松）、②基礎教養科目・自然科学について（日比）、③基礎教養科目・人文科学について（黒崎）、基礎教養科目・社会科学（青木）について、および⑤現代文明論について（岡本）、それぞれの授業運営の特徴が報告された。次に、「遠隔授業に関する新しい情報の紹介」として、⑥秋セメスター・授業支援システム使用に関して、成川より説明がなされた。

最後に現代教養センター主任田中彰吾より、多くの参加（最大時 133）へのお礼が申し上げられた。また、各教員による遠隔授業の工夫の継続や、学生理解への協力をお願いされ閉会となった。閉会后、自由参加型の質疑・討議が行われ、教員間において、遠隔授業に対する多様な意見が共有された。

【講演】

講師：村松香織（現代教養センター）①

講師：日比慶久（現代教養センター）②

講師：黒崎岳大（現代教養センター）③

講師：青木孝子（現代教養センター）④

講師：岡本明弘（現代教養センター）⑤

講師：成川忠之（現代教養センター所長）⑥

【質疑応答・全体討議】

（司会：村松香織、記録：福留恵子、オンライン関連：高梨宏子、日比慶久）

第2回 FD 研究会

①テーマ：地域連携授業の試み「みんなの力でほんとうに展覧会を開こう！」—学生の主体的な学びと遠隔授業—

②日時：2021 年 3 月 4 日（木）17:15～18:30

③方法：Teams オンライン会議

④概要：第 2 回研究会では、現代教養センターで開講された地域連携授業の事例を紹介する。2020 年度授業「みんなの力でほんとうに浮世絵の展覧会を開こう！」は、秦野市との連携事業として、2019 年度から実施されてきた。この授業では、学生と作った企画を基に、「はだの浮世絵ギャラリー」において、実際の展覧会開催につなげることができた。当初、基礎教養の区分Ⅴ科目「人文科学演習」として構想され、発展教養の区分Ⅴ科目「パブリック・ワーク」となったが、「人文科学系の教養の授業でいかに社会に貢献ができるのか」、または「学生の主体的な学びや成長のためにどのように授業を工夫すればよいか」などを考える中で生まれたものである。2019 年度はグループワーク（以後 GW）で行われたこの授業も、新型コロナウイルスの影響で、2020 年度は遠隔で行われた。具体的な GW と遠隔授業の運営やその工夫、そして実際の展示の具体的な内容などについて、講演が行われる予定である。将来的な地域連携授業の構築や、遠隔授業を行うにあたって、参考となる情報共有の機会となることを目的としている。

講演では、加藤講師より授業例の紹介を頂いた後、質疑応答の時間を設け、教員間の意見共有を予定している。開会の挨拶（現代教養センター所長：成川忠之）、閉会の挨拶（現代教養センター主任：田中彰吾）を予定。

【講演】

講師：加藤次直（現代教養センター）

【質疑応答】

（司会：村松香織、記録：福留恵子、オンライン関連：日比慶久）

【発展教養科目関連 FD】

第1回発展教養科目オンライン FD（春学期ふりかえり）

- ①テーマ：2020 年度春学期授業と秋学期準備に向けて
- ②日時：2020 年 8 月 24 日（月）13:30～15:00
- ③方法：Teams オンライン会議
- ④講師：池谷美衣子（シティズンシップ）、高梨宏子（ボランティア）、田島祥（ボランティア）、二ノ宮リムさち（地域理解）、成川忠之（全体挨拶）（以上、現代教養センター、五十音順）
- ⑤概要：2020 年度の発展教養三科目（シティズンシップ・ボランティア・地域理解）を担当する教員を対象に、Teams を使用しオンラインで実施した。事前アンケートの実施、集計結果を元に、遠隔授業および発展教養科目全体に関する情報や課題を共有、確認を行った後、科目ごとに分かれて課題やノウハウを共有した。当日の流れは以下の通りであった。

1. アンケート結果報告
2. 授業の工夫報告
3. 新授業支援システム紹介
4. 教務関連連絡
5. 科目ごとの検討会（課題やノウハウ共有、個別相談など）

※5 は、シティズンシップ、ボランティア、地域理解に分かれてセッションを実施した。

第1回発展教養科目 2021 年度新規担当教員 FD ミーティング

- ① テーマ：発展教養科目の概略
 - ② 日時：2020 年 11 月 24 日（火）・25 日（水）17:20～18:20
 - ③ 方法：Teams オンライン会議
 - ④ 講師（登壇順）：成川忠之（PA 科目の理念・経緯・位置づけ）、田島祥（発展教養科目の運営・構造）池谷美衣子（シティズンシップ・ボランティア）、二ノ宮リムさち（地域理解・国際理解）（以上、現代教養センター）
 - ⑤ 概要：2021 年度新たに発展教養三科目（シティズンシップ・ボランティア・地域理解）を担当する教員を対象に、Teams を使用しオンラインで実施した。当日の流れは以下の通りであった。
1. 開会挨拶
 2. PA 科目の理念・経緯・位置づけ（現代教養センター所長 成川）
 3. 発展教養科目の運営・構造（同副主任 田島）
 4. 各科目の紹介（4 分×4 科目）（同発展教養科目とりまとめ担当 池谷・二ノ宮）
 5. 質疑応答

第2回発展教養科目 2021 年度新規担当教員 FD ミーティング

2020 年度組織的研究教育活動報告

- ① テーマ：2021 年度発展教養科目授業準備に向けて
- ② 日時：2021 年 2 月 15 日（月）15:00～17:00
- ③ 方法：Teams オンライン会議
- ④ 講師（登壇順）：成川忠之（遠隔実施決定の経緯・背景）、田島祥（教務関係・ボランティア）、二ノ宮リムさち（新 LMS・Teams・地域理解）、池谷美衣子（LINE オープンチャット・シティズンシップ）（以上、現代教養センター）、相田紘孝（ZOOM）（課程資格教育センター）
- ⑤ 概要：2021 年度新たに発展教養三科目（シティズンシップ・ボランティア・地域理解）を担当する教員を対象に、Teams を使用しオンラインで実施し、授業準備に向けた情報提供と意見交換をおこなった。当日の流れは以下の通りであった。
 1. 開会挨拶
 2. 教務関係・授業実施上の注意事項
 3. 15:30 オンライン授業におけるアクティブラーニングの促進
 - ・ 新 LMS（フォーラム）
 - ・ Microsoft Teams
 - ・ LINE オープンチャット
 - ・ Zoom（講義配信）
 4. 各科目にわかれて説明・相談

【その他の関連活動】

現代教養センター オンラインワークショップ

＊現代教養センター主催（研究推進委員）として実施された。

- ①テーマ：リベラルアーツ教育を再考する
- ②日時：2021 年 1 月 11 日（月）15:00～18:00
- ③方法：Zoom オンライン会議
- ④講師：成川忠之（東海大学現代教養センター）、望月太郎（大阪大学大学院文学研究科）、堀井祐介（金沢大学国際機関教育院）、小山由美（日本大学薬学部薬学教育研究センター）、松本俊吉（東海大学現代教養センター、開会の辞）および田中彰吾（東海大学現代教養センター、閉会の辞）
- ⑤概要：「リベラルアーツ（教養教育）は、いまどこに向かおうとしているのか」「アクティブラーニングや社会的実践力の育成が推奨される中で、学生に伝えるべきコアとなる教養とは何だろうか」「学生に芽生えた知的好奇心をのばすにはどのような科目編成が最適だろうか」「文系知と理系知、知識と実践力、ひいては教養教育と専門教育の有機的な統合はいかにして可能か」といったテーマについて、教養教育に詳しい学外の三人の先生方をお招きし、講師と参加者間における質疑応答を通じ、議論を深めた。

2020 年度 情報教育センター・現代教養センター・教育支援センター合同 FD 研究会

＊情報教育センターおよび現代教養センター主催、教育支援センター共催として実施された。

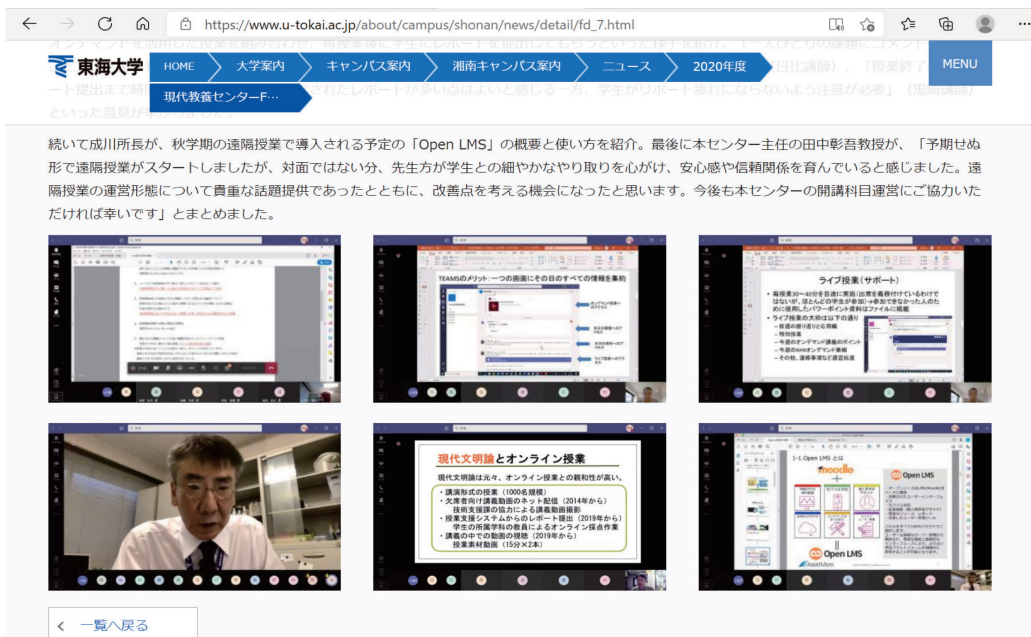
①テーマ：Teams や OneNote などの Microsoft 365 の新機能の紹介と、教育現場で利用されている Surface シリーズの紹介

②日時：2021 年 2 月 16 日（火）13:00～15:00

③方法：Teams オンライン会議

④講師：㈱日本マイクロソフト 村井氏、江口氏、松岡氏、成川忠之（東海大学現代教養センター所長、開会の辞）および中嶋卓雄（東海大学情報教育センター所長、閉会の辞）

⑤概要：現在の社会状況下では、より高い業務の効率化が求められ、教職員を問わず、T365 の各種ソフトウェアを利活用する必要がある。今回は、教員のみならず職員を含む T365 の利用者を対象とし、情報教育センター、現代教養センター、教育支援センターが連携して企画を行った。Teams や OneNote などの Microsoft365 の新機能の紹介と、教育現場で利用されている Surface シリーズのご説明をいただき、講師と参加者間で質疑応答や情報交換を行った。



【東海大学ニュース掲載記事】

現代教養センターFD 研究会「遠隔サポートを用いた必修科目の授業運営について」を開催しました(2020 年 08 月 03 日)

https://www.u-tokai.ac.jp/about/campus/shonan/news/detail/fd_7.html

2020 年度チャレンジセンター活動報告

東海大学現代教養センター

新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、学生の健康と安全確保を最優先とし、4月4日より入構禁止と課外活動（クラブ活動・サークル活動等）禁止の通達があった。これに伴い、全校舎におけるチャレンジプロジェクト・ユニークプロジェクトの活動は、5月末まで活動を停止し、6月1日より、下記の条件での活動を再開した。

活動条件：インターネットを利用した遠隔での活動や個人の活動に限定する。

※1. 原則ものづくり館は閉鎖するが、金属加工等の依頼は別途相談とする。

※2. 一部の大学院生・学生を除き、構内への入構禁止措置は継続とする。

また、湘南キャンパスを対象に「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を作成し、11月9日にプロジェクトアドバイザー、コーディネータへ説明会を行い、11月11日にチャレンジプロジェクト、11月16日にユニークプロジェクトを対象にプロジェクト活動の再開について説明会を開催した。その他のキャンパスにおいても「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を作成して、活動を再開した。

最終報告会については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各プロジェクトが5分程度の活動報告動画を制作し、お互いのプロジェクト活動についてオンライン上で報告した。また、動画は教職員で構成される学内委員と各プロジェクトメンバーによる投票を行い、3月11日に表彰式を行った。

【Challenge Week】

- ① 日時：2020年7月6日～7月10日
- ② 実施方法：Microsoft Teams または Zoom
- ③ 対象者： 東海大学学部生・大学院生
- ④ 概要：7月6日から10日までリモート新入生ガイダンス「2020年度チャレンジプロジェクト『Challenge Week』」を開催した。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、学生がキャンパス内に入構できない中でも、新入生に各プロジェクトの目標ややりがいなどを伝えようと開催した。

期間中には湘南・高輪・熊本・札幌各キャンパスで活動する 19 プロジェクトが参加。連日多くの新入生が視聴する中、各プロジェクトが WEB ビデオ会議システムに活動日程や活動内容をまとめたスライドと写真などを映しながら魅力を伝えた。

ライトパワープロジェクトで広報担当を務める北村拓也さん（工学部動力機械工学科 4 年次生）は、「私たちのプロジェクトでは、ソーラーカー・人力飛行機・電気自動車の 3 チームに分かれ、それぞれが日本や世界の頂点を目指して日々活動しています。その裏にはさまざまな学部・学科の学生が、自身の持っている知識や技能を駆使してやりがいを感じながら努力をしています」と語り、「今回の説明会では多様な学生が活躍していることを伝えたいと考えていました。プロジェクトの SNS でも広報をしてきたこともあり、多くの新入生が興味を持ってくれていました。今後もプロジェクト独自の説明会などを開きたいと考えています」と振り返った。

また、Beijo Me Liga のプロジェクトリーダーを務める保田和真さん（教養学部国際学科 3 年次生）は、「6 月 1 日からはオンラインでの活動も再開でき、これまでに交流してきた外国にルーツを持つ子どもたちとも連絡を取り合うことができています。昨年度までは新入生にも直接プロジェクトの魅力を伝えることができていましたが、今年はオンラインになった分、説明資料に写真を多く使うなどより内容が伝わるように工夫しました。多くの新入生が興味をもってくれたらうれしい」と話した。

【大学職業指導研究会・意見交換会】

- ① 日時：2020 年 12 月 1 日 15:30-16:30
- ② 実施方法： Zoom
- ③ 参加者： 大学職業指導研究会 第 2 分科会（敬称略）
亜細亜大学・川又氏、共立女子大学・飯田氏、多摩大学・寺山氏、二松学舎大学・平氏、武蔵野大学・内田氏、和光大学・大塚氏
チャレンジセンター・岡田、佐野、村井、大塚
- ④ 概要：12 月 1 日にオンラインで大学職業指導研究会第二分科会と意見交換会を開催した。同研究会は、首都圏にある私立大学の就職支援担当者らが参加し、それぞれの課題について協議や講演会、情報交換会などを催す。意見交換会は同研究会からの依頼を受けて実施したもので、各大学の関係者に本センターの活動を紹介することが目的。

当日は本センターの教職員のほか、亜細亜大学、共立女子大学、多摩大学、二松学舎大学、武蔵野大学、和光大学の関係者が参加。まず、岡田工センター長が説明に立ち、「チャレンジセンターは学生が自由な発想で企画したプロジェクト活動を通じて、『自ら考える力』『集い力』『挑み力』『成し遂げ力』を身につけてもらおうと 2006 年に設立された。プロジェクトの取り組みは多岐に渡っており、日ごろの学びを地域貢献につなげる学生たちや研究成果を武器に世界規模で活躍している団体もある。本学はメインキャンパスの湘南だけでなく、札幌や熊本などにもキャンパスがあることから、農学部のある熊本キャンパ

スのプロジェクトは地域の農業を支える『援農活動』を展開し、札幌キャンパスでは冬場の雪下ろしを手伝うボランティアに取り組む学生もいる。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、例年のような活動ができない期間もあったが、現在はオンラインでそれぞれができることを検討しながら努力を続けている」と話した。

その後は各大学の担当者から「参加している学生の様子は？」「プロジェクト活動が就職活動で内定につながることはあるか？」「活動はどのようにPRをしているか？」といった多くの質問が寄せられ、本センターの職員が各プロジェクトの活動などを例に挙げながら答えた。参加者からは「学生の発想を生かして何かを成し遂げる過程は学生のキャリア教育の点でも非常に参考になった」といった声が聞かれ、岡田は、「私たちの活動について多くの質問をいただき、非常に貴重な時間になった。今回のような意見交換会がきっかけとなり、他大学との連携や教育活動の幅が広がっていくことを期待している」と話した。

東海大学現代教養センター紀要規程

2016 年 4 月 1 日制定

2018 年 4 月 1 日改訂

2019 年 7 月 19 日改訂

(目的等)

第 1 条 東海大学現代教養センター（以下「センター」という。）は、教育および研究活動を促進し、その成果を発表することを目的として、センター所属教員の研究論文集を発行する。

2 前項の研究論文集の名称は、「東海大学現代教養センター紀要」（以下「紀要」という。）とし、英文表記は “The Bulletin of Center for Liberal Arts, Tokai University” とする。

(紀要委員会)

第 2 条 紀要の編集その他紀要に関する業務を行うため、センターに紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センター所属の教員 3 名の委員により構成する。委員のうち 1 名を委員長とする。

3 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 紀要への原稿掲載の可否は、本規程および別に定める細則に従い、委員会が決定する。

5 紀要原稿の掲載順序および体裁等については、委員会が決定する。

6 委員会は、紀要発行計画等、紀要の編集に関する諸事項についてセンター教授会に報告しなければならない。

7 委員会は、紀要の発行に際して、2 ヶ月以上前までに原稿締切日を告知しなければならない。

(紀要論文)

第 3 条 紀要は年 1 回発行する。

2 紀要の投稿資格者は以下の通りとする。

(1) センターに所属する専任あるいは特任教員

(2) センター所属の専任あるいは特任教員を主たる執筆者とする場合の学内外の共同研究者

- 3 紀要への投稿原稿は、未発表のものとする。
- 4 紀要には、研究論文、研究ノート、資料、センター活動報告、その他の著作（以下「研究論文等」という。）を掲載する。
- 5 研究論文等は、特段の事情からこれを差し控える場合を除き、すべて「東海大学機関リポジトリ」上に電子化し公開するものとする。

（著作権）

第4条 掲載された研究論文等について、著作権は著者に、複製権・公衆送信権は東海大学に、それぞれ帰属するものとする。当該研究論文等に第三者の著作物（図版、図表等）が含まれる場合は、当該研究論文等の著者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

- 2 著作者は、委員会に対し事前に届け出ることにより、自らの研究論文等を利用することができる。ただし、本規程3条5項の定める紀要の電子化および公開については承諾したものとする。

第5条 紀要の投稿および編集に必要な事項ならびに研究論文等の執筆要領は、別に定める細則によるものとする。

第6条 本規程および別に定める細則の改訂は、センター教授会の承認を得なければならない。

付則（2016年4月1日）

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、東海大学総合教育センターと東海大学チャレンジセンターの統合に伴い、東海大学総合教育センター紀要規程（2011年4月1日制定）を廃止の上制定し、2016年4月1日から施行するものである。

付則（2018年4月1日）

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

付則（2019年7月19日）

- 1 この規程は、2019年7月19日から施行する。

東海大学現代教養センター紀要細則

2016 年 4 月 1 日制定

2018 年 4 月 1 日改訂

2019 年 7 月 17 日改訂

(原稿の募集、締切日、および発行期日)

第 1 条 発行期日は、3 月末日とする。

2 投稿締切日は、10 月末日とする。

3 投稿希望者は、6 月末日までに投稿申込書を紀要委員会（以下「委員会」という。）に提出し、投稿締切日までに、完成原稿をオンライン入力システムにアップロードするものとする。原稿提出の期限は厳守されなければならない。

4 校正は、投稿者、査読者および委員会との間で、または、投稿者と委員会との間で行う。表紙および目次の校正は、委員会が行う。

5 「人を対象とする研究」等、研究倫理上特別な配慮を要する研究にもとづく研究論文については、該当する学内の倫理審査等を経たうえで投稿するものとする。

(執筆要領)

第 2 条 原稿は、オンライン入力システムを利用し、そこで原稿のフォーマットとして提供される原稿ファイルを使用して、作成、提出、および校正を行う。

2 原稿の字数は、邦文の場合、原則として 32,000 字以内（刷り上がり 20 頁以内）とし、欧文その他言語の場合、日本語文字数に換算して 32,000 字程度（刷り上がり 20 頁以内）とする。この字数制限の中には要旨、本文、注、資料（図および表を含む）の全てが含まれるものとする。

3 原稿には、原則として、欧文による要旨を本文の前に添付する。

4 原稿は、完成したものでなければならない。校正は原則として再校までとする。

5 題名は、邦文のほかに、欧文をもって示す。

6 注および文献は、本文の末尾に一括して記載する。

7 図および表は、本文とは別に作成し、本文中にその挿入箇所を指示する。

8 所定の添付票は、原稿提出時に紀要委員会までメールで送付するものとする。

(査読)

第3条 委員会は、査読を行う。

- 2 査読の対象は、研究論文とする。
- 3 委員会は、査読の対象となる論文毎に、1名ないし2名の査読者を選任する。
- 4 査読者は、現代教養センターに所属する専任あるいは特任教員以外の本学専任あるいは特任教員および学外者にも委嘱することができる。
- 5 研究論文著者および査読者に関して、互いの氏名はこれを互いに伝達しないものとする。
(ブラインド・レフェリー制)
- 6 委員会は、規程、細則、および査読者の意見に従って、原稿掲載の可否を決定し、投稿者に訂正および書き換え等を求めることができる。

(紀要の電子化および公開)

第4条 紀要論文は、原則として「東海大学機関リポジトリ」上で公開するものとする。

- 2 公開された紀要論文には、変更を加えてはならない。

付則 (2016年4月1日)

- 1 この細則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、東海大学総合教育センターと東海大学チャレンジセンターの統合に伴い、東海大学総合教育センター紀要細則(2011年4月1日制定)を廃止の上制定し、2016年4月1日から施行するものである。

付則 (2018年4月1日)

- 1 この細則は、2018年4月1日から施行する。

付則 (2019年7月17日)

- 1 この細則は、2019年7月17日から施行する。